

(仮称) 門真市第2次
人権教育・人権啓発
推進基本計画(案)

—目 次—

第1章 計画総論—基本的な考え方—

1. 計画改定の背景
人権を取り巻く社会情勢について
 - (1) 国際的な動向
 - (2) 国の動向
 - (3) 大阪府の動向
2. 人権尊重に向けた基本的な考え方
3. 基本理念
4. 計画概要
 - (1) 計画の位置付け
 - (2) 計画の期間
 - (3) 計画策定後の社会情勢の変化等の確認と点検
 - (4) 計画の推進体制
 - (5) 計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関係

第2章 計画各論—施策の方向性—

1. 施策における基本的な方向性
人権課題に対して共通する視点と基本的な方向性
 - (1) 人権教育・人材育成
 - (2) 人権啓発
 - (3) 人権相談
2. 人権課題別の課題と方向性
 - (1) 子どもの人権
 - (2) 女性の人権
 - (3) 高齢者の人権
 - (4) 障がいのある人の人権
 - (5) 部落差別（同和問題）と人権
 - (6) インターネットにおける人権
 - (7) 外国人の人権
 - (8) 犯罪被害者とその家族の人権
 - (9) 刑を終えて出所した人の人権
 - (10) 感染症患者等の人権
 - (11) 性的マイノリティの人権
 - (12) その他の人権問題

第3章 資料編

1. 市における相談窓口
2. 関係機関の相談窓口（法務省、大阪府等）
3. その他関係法令等

第1章

計画総論

—基本的な考え方—

第1章

計画総論－基本的な考え方－

1 計画改定の背景

人権を取り巻く社会情勢

社会構造の変化や地域社会における繋がり希薄化、ICT（情報通信技術）の急速な発展などにより、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題、ヘイトスピーチ（※）をはじめとする外国人等への事実に基づかない偏見や差別などが、複雑化・多様化し社会問題となっています。また、性的指向及び性自認を理由とする偏見と差別、長時間労働と職場におけるハラスメント、インターネット、特にスマートフォンの急速な普及に伴う個人情報の流出や匿名性を悪用した誹謗中傷などの書き込み、新型コロナウイルス感染症に対する不安感から生じる偏見や差別などの新たな人権問題も生じ、従来の人権課題と合わさることにより、問題を深刻化させています。

※ ヘイトスピーチ：特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動（法務省ホームページより引用）

（1）国際的な動向

国際的な状況としては、昭和23（1948）年、国連総会において「世界人権宣言」が採択され、前文で「加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約」し、第2条で「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位などのいかなる事由による差別も受けることはない」としています。

この宣言の採択後、人権に関する数多くの国際規範を採択するなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開しています。

また、国連は、平成17（2005）年に「人権教育のための世界計画」を開始し、第1段階では「初等・中等教育制度」に焦点をあてた取組みを進め、第2段階では、「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」を、第3段階では、「最初の2つの段階の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修」を促進し、令和2（2020）年からの第4段階では「青少年のための人権教育」に重点を置いて推進しています。

さらに、平成27（2015）年には、国連の総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中ではSDGs（持続可能な開発目標）として、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。これは「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

1 計画改定の背景

(2) 国の動向

国においては、日本国憲法の基本原則の1つとして、基本的人権の尊重が謳われており、人権擁護に関する様々な取組みを行うとともに、国連において採択された国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、国際社会の一員としての役割を果たしてきました。

平成9（1997）年には「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定され、人権教育の取組みが進められてきました。その後、平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の推進は国の責務とし、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた施策の制定・実施が責務となりました。平成14（2002）年には「人権教育及び啓発に関する基本計画」が策定され、人権についての知的理解を深めるとともに、人権感覚を十分に身につけることをめざし人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討を行い、平成20（2008）年3月までに3次にわたる「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。

その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」の改正、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律（高齢者虐待防止法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」など、個別の分野にかかる法律の整備や人権尊重の取組みが進められています。

(3) 大阪府の動向

大阪府においては、すべての人々の人権が尊重される豊かな社会をめざして、人権施策の基本事項を定めた「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を平成10（1998）年に制定され、平成13（2001）年には、この条例に基づき「大阪府人権施策推進基本方針」が策定されました。

基本方針では、「一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現」「誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造」の2つを基本理念として掲げ、すべての行政分野において、この基本理念を踏まえた総合的な施策の推進に努めることとしています。そして、基本方針に沿った「人権意識の高揚を図るための施策」を着実に推進するため、平成17（2005）年に「大阪府人権教育推進計画」が策定され、計画期間満了に伴い、平成27（2015）年に改定されました。

また、令和元（2018）年には、「人権尊重の社会づくり条例」の改正、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解増進に関する条例」「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の施行など、人権を守るための取組みに向けての条例整備が推進されています。

2 人権尊重に向けた基本的な考え方

人権とは、人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、すべての人が幸福な人生をおくるために欠かすことができないものであり、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利です。

「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらにして持っている権利と考えられています。また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人びとが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

本市では、平成5（1993）年に「人権擁護都市宣言」を決議し、平成16（2004）年には「門真市人権尊重のまちづくり条例」の制定、また「門真市人権教育・人権啓発推進基本計画」を策定するなど、平和で差別のない明るい社会の実現をめざし、人権尊重意識の向上につながる啓発などの取組みを進めてきました。

しかしながら、近年では少子高齢化による社会構造や情勢の変化、地域社会のつながりの希薄化、ICTをはじめとする術の急速な発展などに伴い、人権課題は複雑化・多様化しています。

誰もが幸福に生きられる社会を実現するために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

3 基本理念

令和2（2020）年に策定した「門真市第6次総合計画」のまちの将来像である「人情味あふれる！ 笑いのたえないまち 門真」の実現に向けて、市民一人ひとりがお互いを大切に、違いを認め合い、人権や多様性を尊重する意識を醸成するため、本計画の基本理念を次のように定めます。

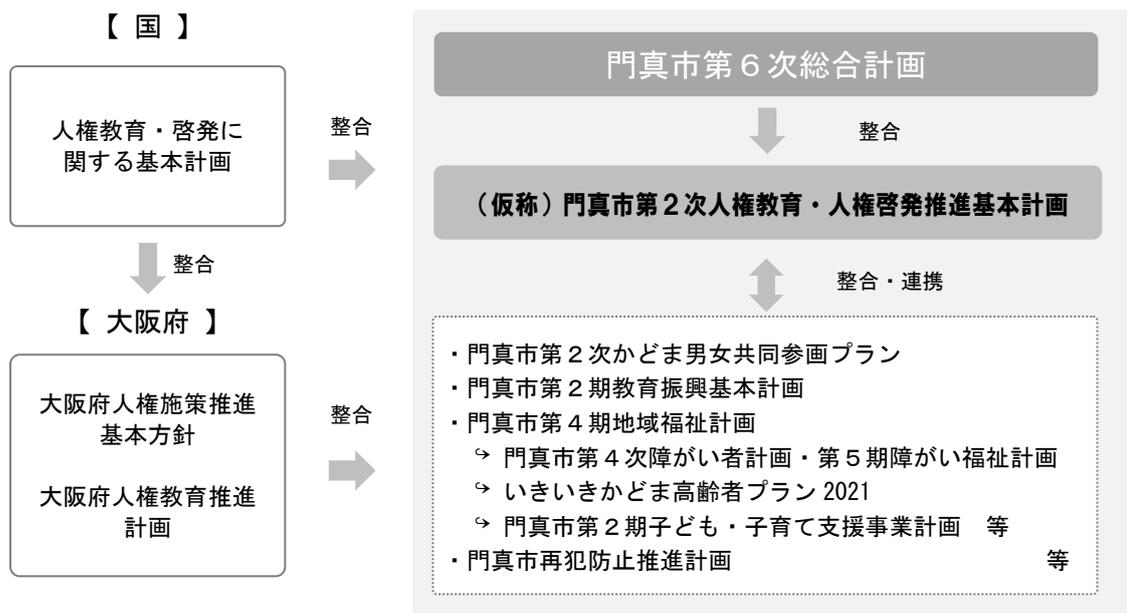
お互いの人権を尊重し、誰もが笑顔で暮らせるまち 門真

4 計画の概要

(1) 計画の位置付け

「門真市第6次総合計画（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）」を上位計画とし、市の各行政分野の個別計画との整合を図ります。

また、本市の人権施策の推進における部局横断的な計画として位置づけ、各行政分野における人権施策の推進にあたっては、本計画を踏まえるものとします。



(2) 計画の期間

計画期間は令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
門真市第6次総合計画										門真市第7次総合計画	
門真市人権教育・人権啓発基本計画		（仮称）門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画									

4 計画の概要

(3) 計画策定後の社会情勢の変化等の確認と点検

本計画策定後の社会情勢の変化等の確認については、10年の計画期間のうち5年を経過した段階で、社会情勢に大きな変化が起きていないか、新たに重大な人権課題が生じていないかなどの確認を行い、必要に応じて、「門真市人権尊重のまちづくり審議会」の点検を受けるものとします。

また、急激な社会情勢の変化が認められた場合においては、適宜「門真市人権施策推進本部」にて計画との調整を行うべく確認を行います。

(4) 計画の推進体制

① 総合的な施策の推進体制

本計画の趣旨を十分に踏まえ、「門真市人権施策推進本部」を中心とした関係部局の連携のもと全庁的に人権施策の総合的かつ計画的な推進を図り、急激な社会情勢の変化が認められた場合においては計画の調整を行います。

近年の人権課題においては、複数の人権課題にまたがるような複合的な事案が増加しており、複雑化・多様化が進んでいます。そのため、各行政分野の個別的な対応では十分とは言えません。複雑化・多様化している人権課題に的確に対応していくため、主となる人権課題の担当部署をはじめとし、関係する部署で有機的な連携を図り、情報共有や対応の検討を行うなど、部局横断的なケース会議を積極的に実施し、課題の解消に努めます。

② 市民団体・関係機関等との連携

人権尊重のまちづくりを実現するためには、市だけではなくさまざまな主体が人権を日常生活の問題として主体的に考え、学び、行動し、互いに協力して取り組むことが重要です。

市民や自治会、企業、NPO法人などの参加・参画を通じて、社会の連携の力で人権課題の解消に向けた取組みを推進します。特に、門真市人権協会、門真地区人権擁護委員会、門真市企業人権推進連絡会などの人権啓発や人権擁護を目的とした関係団体との積極的な連携を図ります。

また、行政区域を越えて発生する人権問題などに対応するため、国及び府、近隣自治体との連携を深め、協力関係を強化します。

4 計画の概要

(5) 計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関係

SDGsとは、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。

本計画においても、市、市民、企業、NPO法人などが施策を推進するにあたっての共通理解として、第2章の計画各論（施策の方向性）において、人権課題別に関連するアイコンを表示しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- | | |
|---|--|
| 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる | 10 国内及び国家間の格差を是正する |
| 2 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する | 11 都市と人間の包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする |
| 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する | 12 持続可能な消費と精算のパターンを確保する |
| 4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する | 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる |
| 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う | 14 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する |
| 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する | 15 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る |
| 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する | 16 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する |
| 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する | 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化する |
| 9 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る | |

第2章

計画各論

—施策の方向性—

第2章

計画各論－施策の方向性－

1 施策における基本的な方向性

人権課題に対して共通する視点と基本的な方向性

さまざまな人権課題が生じている中、全ての人権課題に共通する施策における基本的な方向性について、「教育」「啓発」「相談」の3つの視点でまとめています。「人権教育・人材育成」「人権啓発」「人権相談」の3つの基本的な方向性は、人権課題を問わず必要かつ重要なものであり、人権尊重のまちづくりにあたっての前提となる中心的な取組みとなります。

個別の人権課題への対応においては、これら3つの基本的な方向性を踏まえつつ、それぞれの人権課題の特性に応じた支援を推進します。

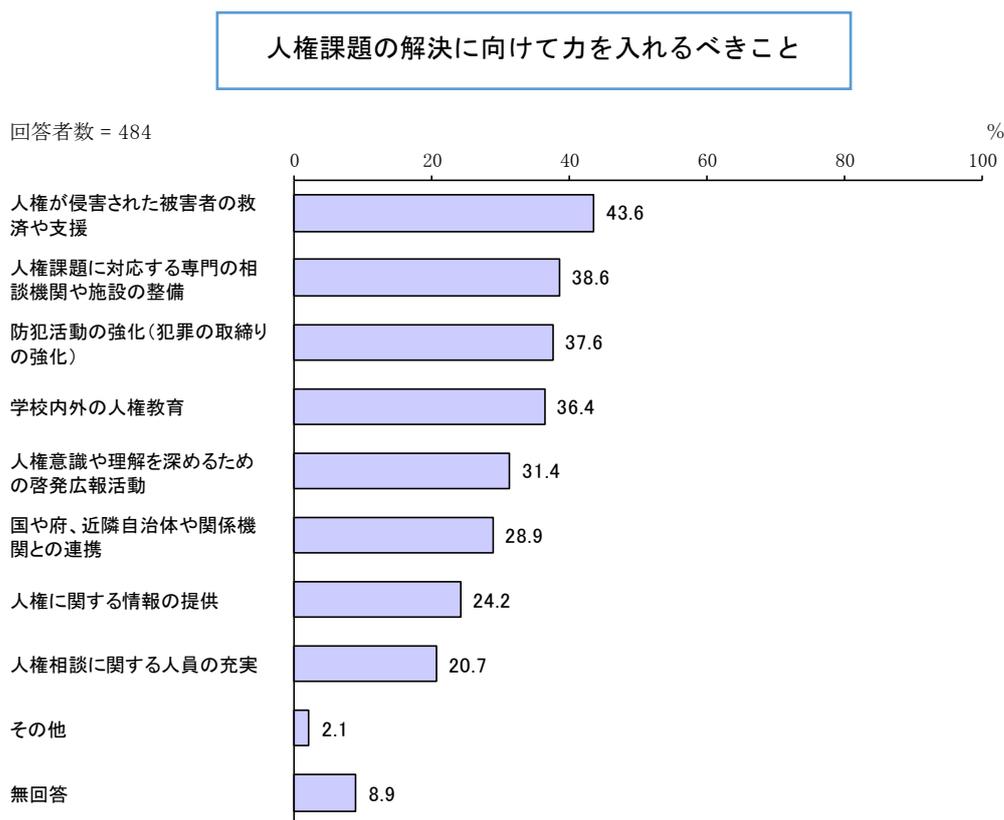
1 施策における基本的な方向性

(1) 人権教育・人材育成

すべての市民や子どもたちが自らのアイデンティティを大切にしながら、異なる文化や多様性を尊重し、ともに思いやりをもって生きていくために、豊かな人権感覚を醸成することが求められます。

人権教育については、子どもから大人まで、全ての市民の生涯学習として推進します。学校教育では、全ての学校において、教職員人権研修を実施して教職員の人権感覚と指導力の向上を図るとともに、互いの違いを認め合い、差別を許さず具体的な行動を起こせる子どもを育みます。また、社会教育では、人権講座をはじめとする啓発活動を通し、お互いに尊重し、差別のない社会となるよう人権に関する学習を推進します。

人材育成については、市役所をはじめとし、企業や関係団体は、それぞれの職場や活動の中で人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、また、市民の模範となるべき職員、地域の指導者となるべき市民等の人権感覚を養成できるよう職員研修や人権講座の充実に努めます。



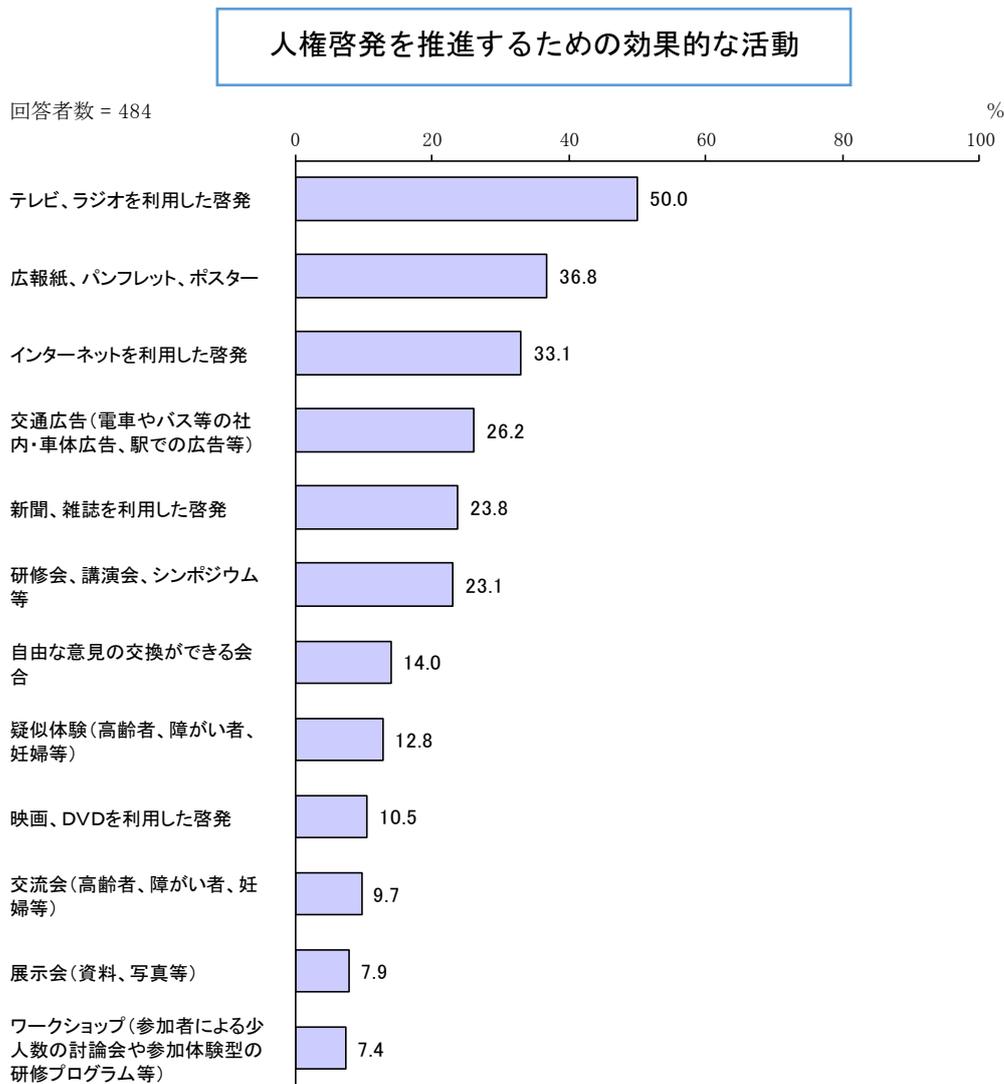
※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

1 施策における基本的な方向性

(2) 人権啓発

本市では、人権尊重のまちづくりを推進し、自主的・主体的な市民組織の育成や人権啓発を行うために、様々な人権課題に関するテーマを取り上げて、年5回人権講座「ともに生きる」を開催しています。また、身近な音楽を通じて人権尊重の理解を深めることを目的として、12月の「人権週間」に毎年「ひと・愛・コンサート」を開催しています。さらには、人権問題に対する認識を深められるよう市内全世帯へのタブロイド版「人権週間特集号」の配布、男女共同参画に関する講演会や女性サポートステーションでのセミナーの開催など、人権啓発活動を実施しています。

差別等の人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心など、人権意識や人権感覚の不足が原因となっている場合が多くあります。市職員や企業、市民一人ひとりが人権について正しい知識を学び、自分自身のこととして考えられるようあらゆる機会を通じて、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発を進めます。



※令和2(2020)年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

1 施策における基本的な方向性

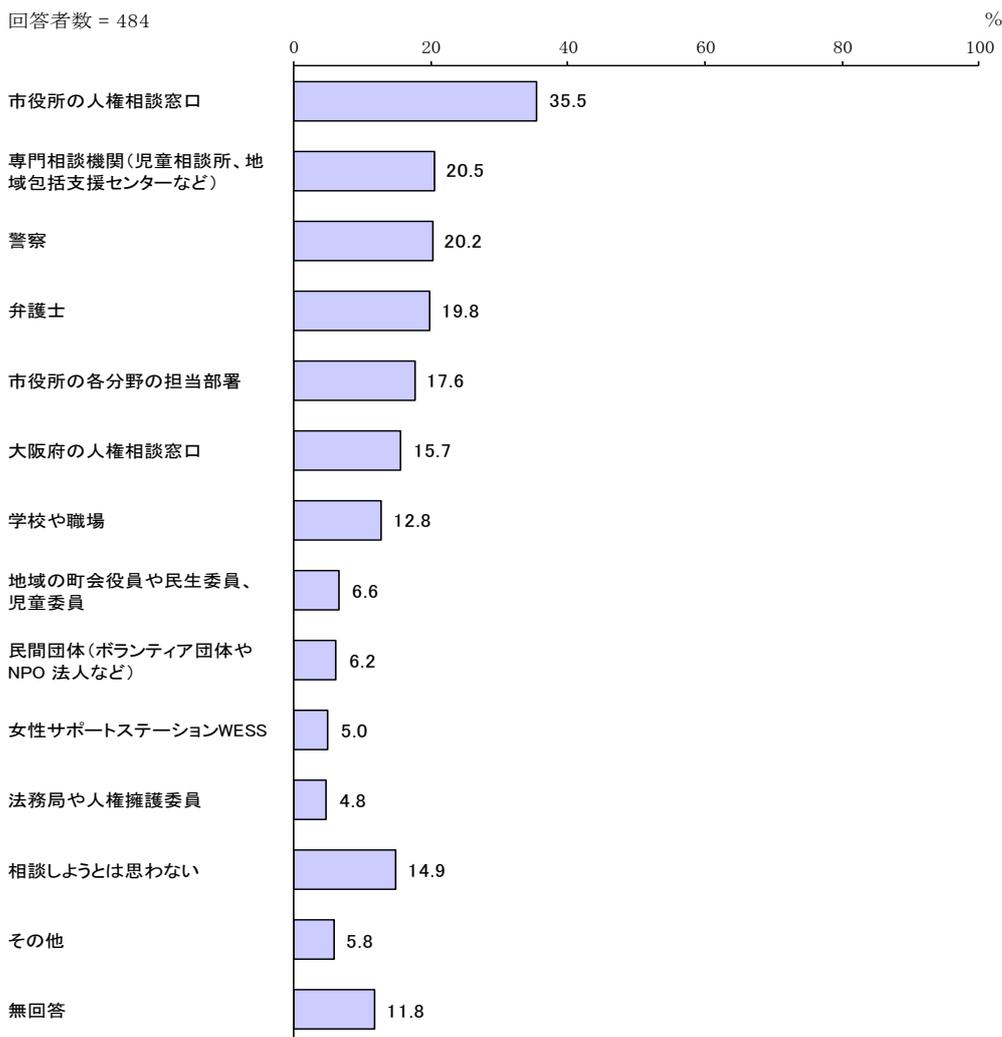
(3) 人権相談 ※ 第3章 (P. 63～) にて各種相談窓口を掲載しています。

本市では、人権相談を中心とし、各相談窓口及び関係機関が連携して、さまざまな人権課題などを持つ市民が自らの主体的な判断に基づいて課題の解決ができるよう部局横断的なケース会議等を実施し、支援を行っています。

人権啓発により人権侵害を未然に防ぐとともに、人権相談は実際に問題を抱えている人への解決に向けたさまざまな施策や専門的な助言により、早期に適切な支援につなげることが重要です。

人権問題が複雑化・多様化している現状や人権意識の高まりなどから、相談窓口の役割は大きくなっており、必要な時に必要な相談等を受けられることができるよう相談機関にかかわる情報の周知を図るとともに、関係部局が連携した重層的・複合的な相談体制の充実強化を図ります。

人権課題についての家族や親せき、友人以外の相談先



※令和2(2020)年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

2 人権課題別の課題と方向性

(1) 子どもの人権

① 子どもを取り巻く現状

子どもを取り巻く環境は、いじめや児童虐待、児童ポルノ等の性被害、体罰など、依然として厳しく、近年ではインターネットなどICT（情報通信技術）の発展に伴い、複雑化・多様化しています。

平成元（1989）年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」においては、「子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者」として位置づけられており、国は平成6（1994）年にこの条約を批准しました。

国では、平成11（1999）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）、平成12（2000）年に虐待の禁止や児童相談所への通告義務を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）、平成22（2010）年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。さらに、平成28（2016）年に、「児童福祉法」が改正されたことにより、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策のより一層の強化を図るために、市町村及び児童相談所の体制強化が明確にされました。

また、平成20（2008）年に、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）の改正法の施行、平成21（2009）年に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が施行されました。

さらに、平成25（2013）年には、「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ防止等のための対策についての国及び地方公共団体等の責務が明確にされ、平成26（2014）年に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子ども貧困対策推進法）が施行されました。また、平成27（2015）年3月に、「少子化社会対策大綱」が取りまとめられ、同年4月より、子ども・子育て関連3法に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、社会全体で子ども・子育て世帯を支える環境づくりを進める「子ども・子育て支援新制度」が始まるなど、子どもの権利を守る法制度が整備されてきました。

本市において、平成31（2019）年4月に「門真市いじめ防止基本方針」を策定し、行政、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざしています。

また、令和2（2020）年3月に「あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま」を基本理念として、「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの権利の尊重と子どもの主体性の向上に向けた取組みを進めています。

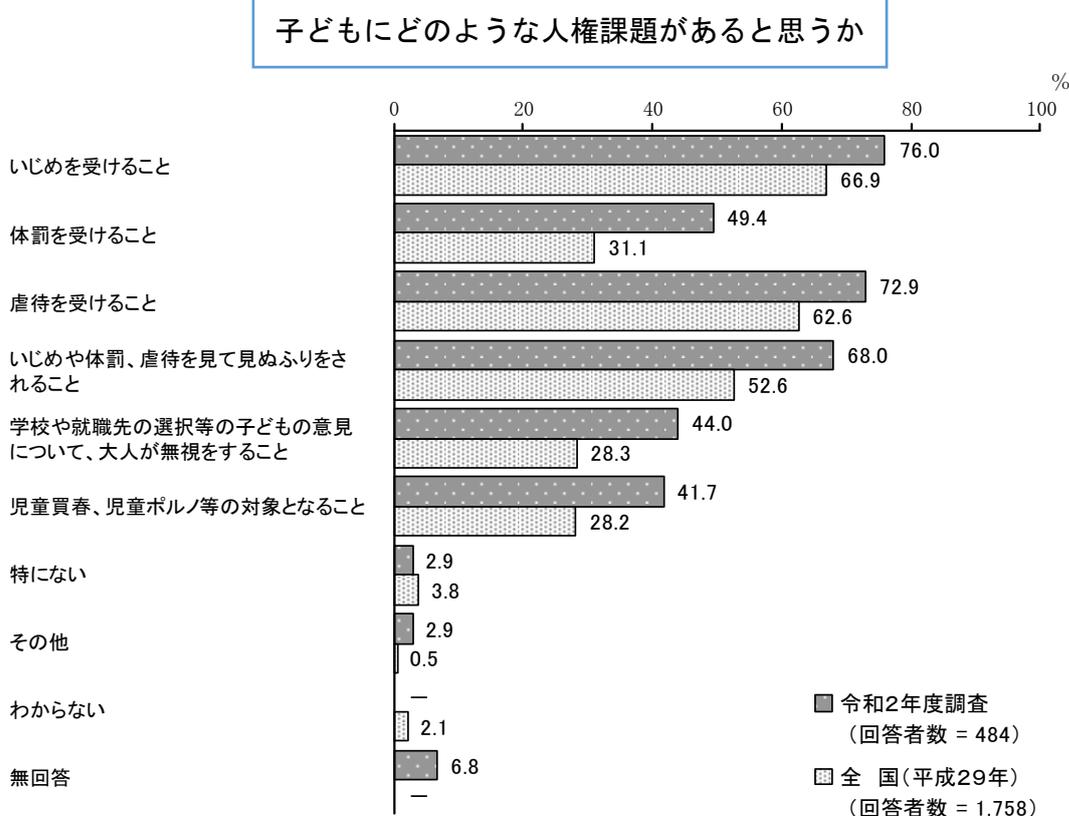
(1) 子どもの人権

② 子どもの人権課題

近年、少子化やひとり親家庭等の家族形態の多様化、地域社会のつながりの希薄化、子どもの遊ぶ時間や子ども同士の交流機会の減少、経済格差、学力格差などの状況は、子どもの成長と発達にとって厳しいものへと変化しています。こうした中で、いじめや児童虐待、児童ポルノ等の性被害、体罰などの子どもの人権にかかわる問題が深刻化してきています。

人権問題に関する市民意識調査結果をみると、子どもにどのような人権課題があると思うかについて、「いじめを受けること」の割合が76.0%と最も高く、次いで「虐待を受けること」の割合が72.9%、「いじめや体罰、虐待を見て見ぬふりをされること」の割合が68.0%となっています。

また、内閣府の人権擁護に関する世論調査と比較すると、全ての項目において割合が高くなっています。特に「体罰を受けること」「いじめや体罰、虐待を見て見ぬふりをされること」「学校や就職先の選択等の子どもの意見について、大人が無視をすること」で全国より割合が高く、子どもの人権に対する周囲の大人へのさらなる周知・啓発が必要と考えられます。



※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

※令和2年度調査では、「わからない」の選択肢はありません。

※全国調査では、「わからない」の選択肢の中に「無回答」を含んでいます。

(1) 子どもの人権

③ 施策の方向性と市の取組み

ア 教育・啓発の推進

子ども自身や親、そして市民全体に対して子どもの権利に対する意識啓発に努めます。また、インターネットやスマートフォンの急速な普及に伴う差別やいじめについての理解を深める教育・啓発を推進します。

イ 児童虐待防止への取組みの充実

多様化する事案に対応すべく、さまざまな事例に的確に対応していけるよう地域や関係機関等と連携し、児童虐待の早期の発見・対応に努めます。また、児童虐待に関する周知・啓発を推進します。

ウ いじめや不登校などに対応できる相談・支援体制の充実

いじめや不登校などに対し、様々な相談機会の周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めます。また、いじめなどの事象に対し、早期発見・早期対応ができるよう教職員の研修の充実を図ります。

エ 子育てに関する相談体制の充実

子育てに不安や悩みを抱える保護者のために、電話相談やカウンセリングなどによる相談体制を充実します。

(2) 女性の人権

① 女性を取り巻く現状

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」などといった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、家庭や職場などでさまざまな差別を生む原因となっています。また、女性のひとり親家庭においては、近年の社会情勢と相まって、差別が複合的なものとなっており、経済状況はさらに厳しいものとなっています。

国においては、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行されてから、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションをはじめとした様々な取組みを進め、令和 2（2020）年に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。平成 24（2012）年には、女性の活躍における経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」が策定され、平成 28（2016）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、女性の職業生活における活躍を推進するための取組みが進められています。

府においては、令和 3（2021）年に「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」が策定され、「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」「方針の立案・決定過程への女性の参画拡大」「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進」「多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備」の 4 つの重点目標を掲げ、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、施策を推進しています。

また、令和 3（2021）年に世界経済フォーラムが発表した経済・教育、政治および健康の各分野のデータから男女間の格差を数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」では、156 か国中 120 位になっているなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。

男女間の暴力に関して、国においては、平成 25（2013）年に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が相次いで改正され、平成 29（2017）年には「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」が策定されました。

近年の状況としては、内閣府男女共同参画局の調査によると、コロナ下の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加などにより、DV（配偶者暴力）相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されるとともに、女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性があると分析されています。

本市においては、平成 24（2012）年に「第 2 次かどま男女共同参画プラン」を策定し、性別役割分担意識の払拭をはじめとし、男女共同参画社会の実現に向けた取組みに関する推進状況を広報紙やホームページ等で周知するなど、あらゆる機会を捉えて男女共同参画社会への理解が深まるように啓発に努めてきました。

(2) 女性の人権

また、平成27(2015)年に「門真市女性サポートステーションWESS(ウェス)」を開設し、女性のための相談及び就労相談、キャリアカウンセリングなどを実施し、就労セミナーをはじめ様々なセミナー等を開催することで、女性が家庭や仕事、地域活動などあらゆる分野に参加・参画できるよう支援しています。

② 女性の人権課題

これまで、国において性別による不利益を解消するための法整備は進んできたものの、根強く残る固定的性別役割分担意識による差別待遇や配偶者等からの暴力(DV)、カップル間における暴力(デートDV)、性犯罪・性暴力、職場などにおけるセクシュアルハラスメントやいわゆるマタニティハラスメントなどの妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等、女性の社会参加や就職の機会が奪われるなど、依然として厳しい状況となっています。

人権問題に関する市民意識調査結果をみると、女性の人権に関して、どのような人権課題があるかについて、「職場において差別処遇(女性が管理職になりにくい、マタニティハラスメントなどの妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いなど)を受けること」の割合が57.2%と最も高く、次いで「セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)」の割合が53.5%、「DV(ドメスティックバイオレンス、配偶者やパートナーからの暴力)」の割合が48.8%となっています。

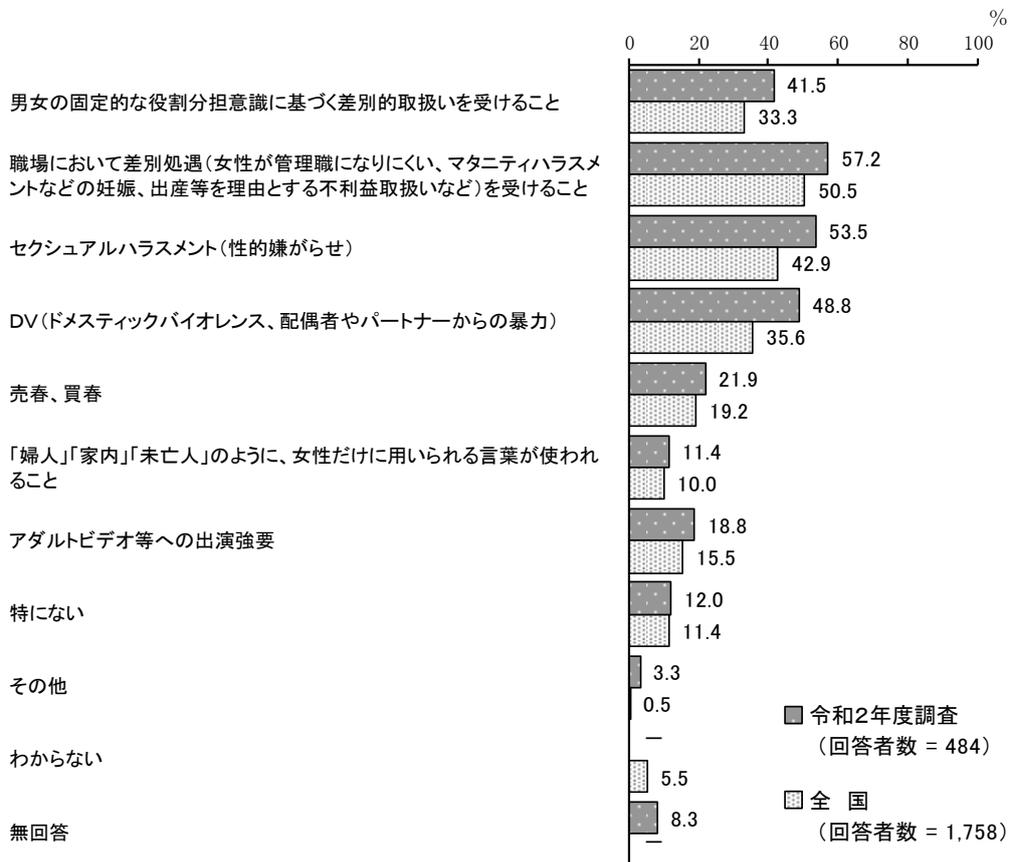
また、内閣府の人権擁護に関する世論調査と比較すると、「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること」「職場において差別処遇(女性が管理職になりにくい、マタニティハラスメントなどの妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いなど)を受けること」「セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)」「DV(ドメスティックバイオレンス、配偶者やパートナーからの暴力)」の割合が高くなっています。

そのため、男女がともに不平等感を持たない雇用に向けた取組みとともに、固定的な性別役割分担の意識を払拭することが必要です。

さらに、ドメスティック・バイオレンス(DV)やハラスメント等の問題が深刻化するなど、性別にかかわらず、互いに人権を尊重するとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できるよう、取組みを一層推進していくことが求められています。

(2) 女性の人権

女性にどのような人権課題があると思うか



※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

※令和2年度調査では、「わからない」の選択肢はありません。

※全国調査では、「わからない」の選択肢の中に「無回答」を含んでいます。

(2) 女性の人権

③ 施策の方向性と市の取組み

ア 男女共同参画の意識づくり・教育・学習の推進

男女が互いに認め合い、尊重し合う男女共同参画社会の必要性や意義について市民をはじめ、地域団体や事業者などに対し、子どもの頃からの教育や学習を通じて、男女共同参画についての理解を深められるように、啓発を充実していきます。

また、審議会をはじめ委員会や地域団体のリーダー、職場の管理職など、政策や方針決定過程への女性の参画を推進します。

イ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

暴力を未然に防止するため、DVやデートDVに関する理解を深められるように、啓発を進めるとともに、学習機会の充実及び相談機関などの情報提供を行います。また、さまざまな方法により、女性に対する暴力をなくすための啓発を進め、早期発見や市民が通報しやすい社会づくりを進めます。

ウ 女性活躍の推進

女性が多様な生き方を選択し、仕事や地域活動などあらゆる分野に積極的に参加できるよう、エンパワーメントを支える支援を進めます。

(3) 高齢者の人権

① 高齢者を取り巻く現状

国における高齢化の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、令和2（2020）年10月1日時点で65歳以上が3,619万人で、高齢化率は28.8%となっています。本市においては、令和2（2020）年10月1日現在、高齢化率は29.7%となっており、国と比較しても急速に高齢化が進行しています。また、団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年には支援が必要な高齢者も急増すると見込まれ、大きな課題となっています。

このような高齢化の進展をはじめとする社会構造の変化や家族形態の多様化、地域社会のつながりの希薄化などにより高齢者を支える担い手が減少しているなか、介護における虐待や一人暮らしの高齢者や認知症高齢者などを標的にした特殊詐欺による財産や金銭の搾取といった権利の侵害が新たな社会問題となっています。

国においては、平成18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと見られる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。また、平成17（2005）年の介護保険法の改正により「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」として、地域包括支援センターが定義され、本市においても5か所の地域包括支援センターを設置し支援を行っています。

本市においては、令和7（2025）年以降に予想される超高齢社会への対応を検討するため、平成30（2018）年に「門真市2025年問題対策検討委員会」を立ち上げ、約1年間の議論の後、令和元（2019）年に「2025年問題レポート」として、今後の展望や課題、対策についてとりまとめました。また、令和3（2021）年に「みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真」をめざすべき将来像として、「いきいきかどま高齢者プラン2021」を策定し、高齢者施策の充実に取り組んでいます。

(3) 高齢者の人権

② 高齢者の人権課題

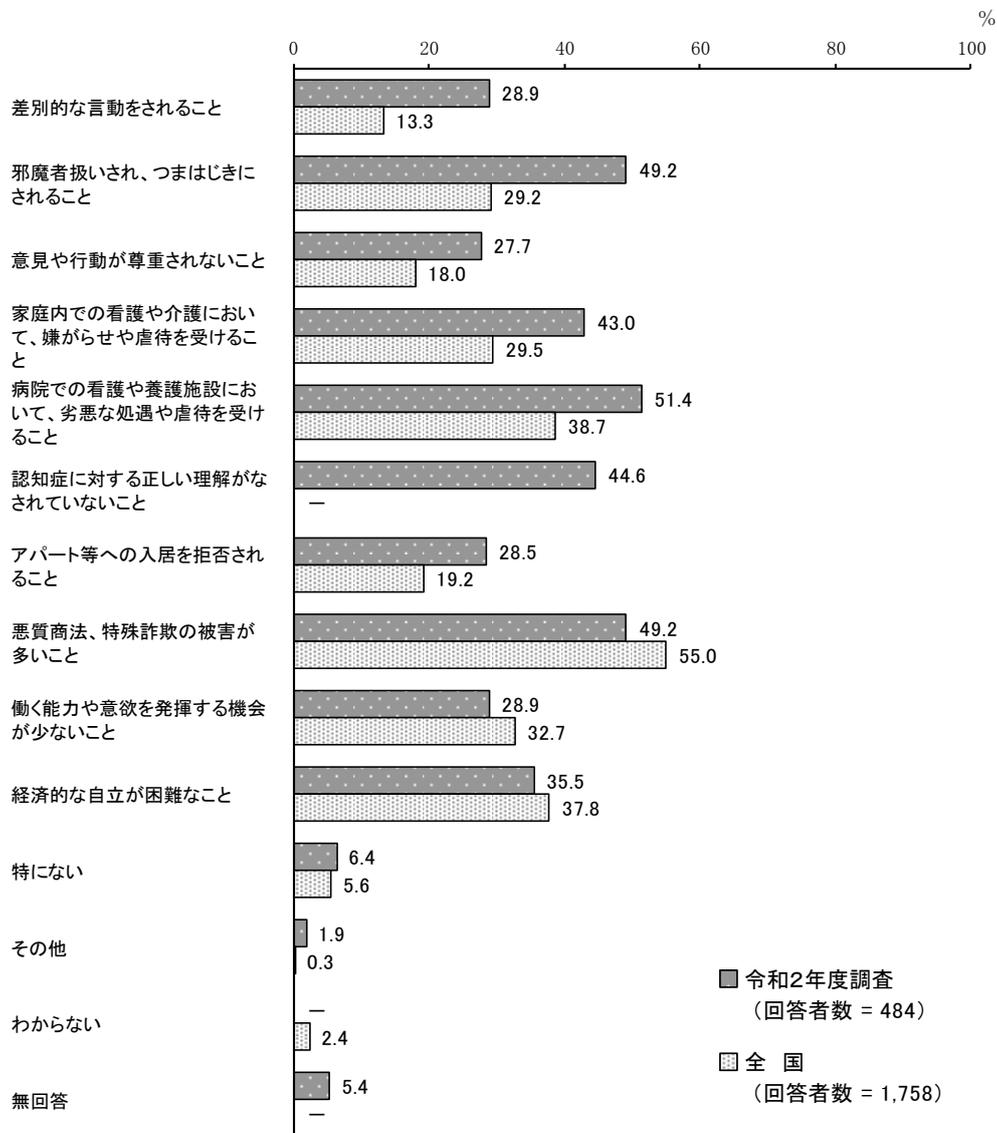
病院や介護施設、家庭内などにおける劣悪な処遇や虐待、特殊詐欺等の財産や金銭の搾取、就労や社会参画の機会が限られていること、邪魔者扱いされることなど、高齢者における人権の課題は、高齢化の進展をはじめとする社会構造の変化や家族形態の多様化、地域社会のつながりの希薄化などにより変化し、増加しています。

人権問題に関する市民意識調査結果をみると、高齢者の人権に関して、どのような人権課題があるかについて、「病院での看護や養護施設において、劣悪な処遇や虐待を受けること」の割合が51.4%と最も高く、次いで「邪魔者扱いされ、つまはじきにされること」、「悪質商法、特殊詐欺の被害が多いこと」の割合が49.2%となっています。

内閣府の人権擁護に関する世論調査と比較すると、「差別的な言動をされること」「邪魔者扱いされ、つまはじきにされること」「意見や行動が尊重されないこと」「家庭内での看護や介護において、嫌がらせや虐待を受けること」「病院での看護や養護施設において、劣悪な処遇や虐待を受けること」「アパート等への入居を拒否されること」の割合が高くなっています。そのため、高齢者がいきいきと暮らせるよう、能力やその経験を活かした就労機会や福祉サービスを充実させながら、高齢者に対して敬意を払うとともに、その豊富な経験や知識を最大限に活かせるような取組みが求められています。

(3) 高齢者の人権

高齢者にどのような人権課題があると思うか



※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

※令和2年度調査では、「わからない」の選択肢はありません。

※全国調査では、「認知症に対する正しい理解がなされていないこと」の選択肢はありません。

(3) 高齢者の人権

③ 施策の方向性と市の取組み

ア 啓発の推進

高齢者一人ひとりの個性を尊重し、地域社会において安心していきいきと暮らせるよう、高齢者の人権についての理解を促進し、人権尊重意識の醸成を図ります。

イ 自立・生きがいづくりへの支援

高齢者がその能力やその経験を活かせる就労機会やボランティア活動を充実させ、その豊富な経験や知識を最大限に活かせるよう、社会参画の機会を確保し、自立や生きがいづくりを支援します。

ウ 高齢者虐待等への対応

高齢者虐待や特殊詐欺の未然防止に向けた市民の意識啓発等を図り、相談窓口等を周知するとともに、早期発見・対応に向け、関係機関や地域住民、地域団体などとの連携の強化・拡充を図ります。

(4) 障がいのある人の人権

① 障がいのある人を取り巻く現状

障がいのある人が、交通機関において車いすでの乗車を拒否されたり、就労において差別的な取り扱いを受けたりするなど、法律の整備が進んでいる現在においても、人々の理解や意識がまだまだ追いついていない状況です。また、日常生活における移動において、物理的な支障も多く残っており、インフラ整備にも課題があります。

国においては、平成5（1993）年に「障害者基本法」が改正され、初めて精神障がい者が障がい者と位置づけられ、平成16（2004）年に障がいを理由とする差別禁止の規定が追加されました。また、平成17（2005）年には「発達障害者支援法」が施行され、自閉症、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）などの発達障がいの早期発見とともに、成人期までの支援が国や自治体の責務であると規定されました。平成24（2012）年には「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」が制定され、障害者虐待の防止や虐待の早期発見、早期対応の施策が進められています。

さらに、平成26（2014）年に障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者権利条約」を批准し、国内法制度の整備の一環として「障害者差別解消法」が平成28

（2016）年に施行され、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されただけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮（合理的配慮）を行うことが求められています。なお、令和3（2021）年には、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮の提供を義務と改める法律が成立しております。

府においては、すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、平成5（1993）年に「大阪府福祉のまちづくり条例」が施行され、平成28（2016）年には、「大阪府障がい者差別解消条例」を制定し、令和3（2021）年に一部改正を行い国の法律に先んじて事業者による合理的配慮の提供を義務付けています。

本市においては、平成27年に「門真市障がい者基幹相談支援センター」を開設し、障がいに関する相談の中核施設として、障がいのある方やその家族などが抱えている不安や課題を共有し、ともに解決するための支援を行っています。令和3（2021）年には「一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心していきいきと暮らし、支え合う共生のまち かどま」を将来像として「門真市第4次障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の充実に取り組んでいます。

(4) 障がいのある人の人権

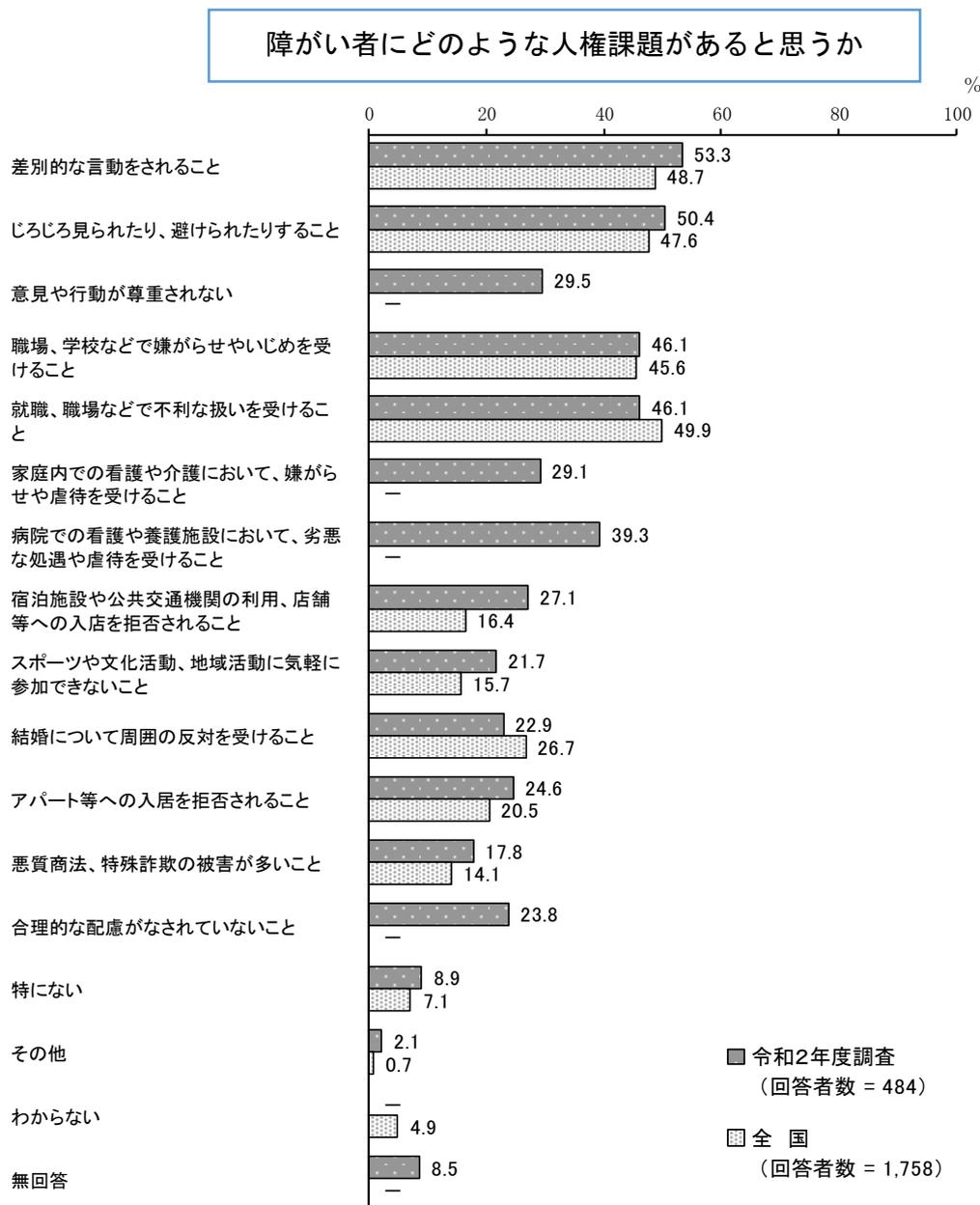
② 障がいのある人の人権課題

法律の整備によって障がいのある人に対する「合理的な配慮」や差別的取扱いの禁止について明記されたものの、人々の理解や意識についてはまだまだ成熟しているとは言えず、差別的な言動や嫌がらせ、いじめなどを受けること、就労における差別的な取扱い、病院・施設や家庭における虐待など、障がいのある人に対する理解や配慮は十分とは言えません。

人権問題に関する市民意識調査結果をみると、障がい者の人権に関して、どのような人権課題があるかについて、「差別的な言動をされること」の割合が53.3%と最も高く、次いで「じろじろ見られたり、避けられたりすること」の割合が50.4%、「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」、「就職、職場などで不利な扱いを受けること」の割合が46.1%となっています。

内閣府の人権擁護に関する世論調査と比較すると、「宿泊施設や公共交通機関の利用、店舗等への入店を拒否されること」「スポーツや文化活動、地域活動に気軽に参加できないこと」の割合が高くなっています。そのため、障がいや障がいのある人との交流による理解の促進とともに、障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、建物や道路等のバリアフリー化等のハード面の整備や保健・福祉サービス等のソフト面の充実などが重要となっています。

(4) 障がいのある人の人権



※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

※令和2年度調査では、「わからない」の選択肢はありません。

※全国調査では、「意見や行動が尊重されない」「家庭内での看護や介護において、嫌がらせや虐待を受けること」「病院での看護や養護施設において、劣悪な処遇や虐待を受けること」「合理的な配慮がなされていないこと」の選択肢はありません。

また、「わからない」の選択肢の中に「無回答」を含んでいます。

(4) 障がいのある人の人権

③ 施策の方向性と市の取組み

ア 理解の促進

障がいのある人が、一人の個人として尊重され、差別や不利益な取り扱いを受けないよう、障がいについての理解を促進し、心のバリアフリーを実現するための意識の醸成を図ります。

イ 雇用・就労の支援

働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し、就業機会の確保と就労継続支援を図ります。

ウ 文化・スポーツ活動の促進

障がいのある人が自主的にスポーツを行うことができるよう、障がいの特性や程度に応じた配慮を行いつつ、障がい者スポーツの推進を図るとともに、文化・芸術活動等を通じて共に活動し、交流する仲間づくりを進めるとともに、様々な余暇活動を楽しむことができるよう、機会の充実や参加のための支援に努めます。

エ 福祉サービスの充実

障がいのある人が地域でいきいきと生活するための自立支援として、障がい福祉サービスの充実を図ります。また、判断能力が十分でない障がいのある人の権利擁護のために「成年後見制度」・「日常生活自立支援事業」の利用促進に努めます。

オ 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が安心して日常生活を送ることができるよう、可能な限りバリアフリーに配慮したやさしいまちづくりを推進します。

(5) 部落差別（同和問題）と人権

① 部落差別（同和問題）を取り巻く現状

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別により、現代社会においても、同和地区や被差別部落と呼ばれる特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、自由な結婚が妨げられたり、就職で不公平な扱いを受けるなど、日常生活の上で様々な社会的不平等や差別を受け、人権が侵害されるという日本固有の重大な人権問題です。この問題は、現在もなお続いており、近年は、インターネット上で、差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。

国においては、昭和 40（1965）年の同和对策審議会の答申を踏まえ、昭和 44（1969）年に「同和对策事業特別措置法」が施行され、その後 33 年間にわたり、特別法による同和对策事業が実施されました。こうした取り組みにより、地域の住環境や住民の生活向上を中心に実態的差別は大きく改善されましたが、人々の意識下における差別意識の解消については、十分とは言えない状況が続いています。

平成 28（2016）年に「部落差別解消推進法」が施行され、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている中、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題であるとしています。また、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記されました。

本市においては、人権講座や人権週間特集号等で取り上げるなど、啓発を行っています。

② 部落差別（同和問題）における人権課題

同和对策事業により生活環境については一定の改善が進んでいるものの、人々の意識下には部落差別（同和問題）が潜んでいます。たとえ直接的な差別意識でなくとも、いわゆる忌避意識なども根強く残っています。部落問題学習を含む人権教育の在り方や時間の経過とともに、部落差別（同和問題）に対する理解は不明瞭なものになっており、身近な人やインターネット等から誤った知識を取り入れてしまう恐れがあるなど、差別を解消するためには、積極的な啓発により正しい理解の普及を促す必要があります。

(5) 部落差別（同和問題）と人権

② 部落差別（同和問題）における人権課題

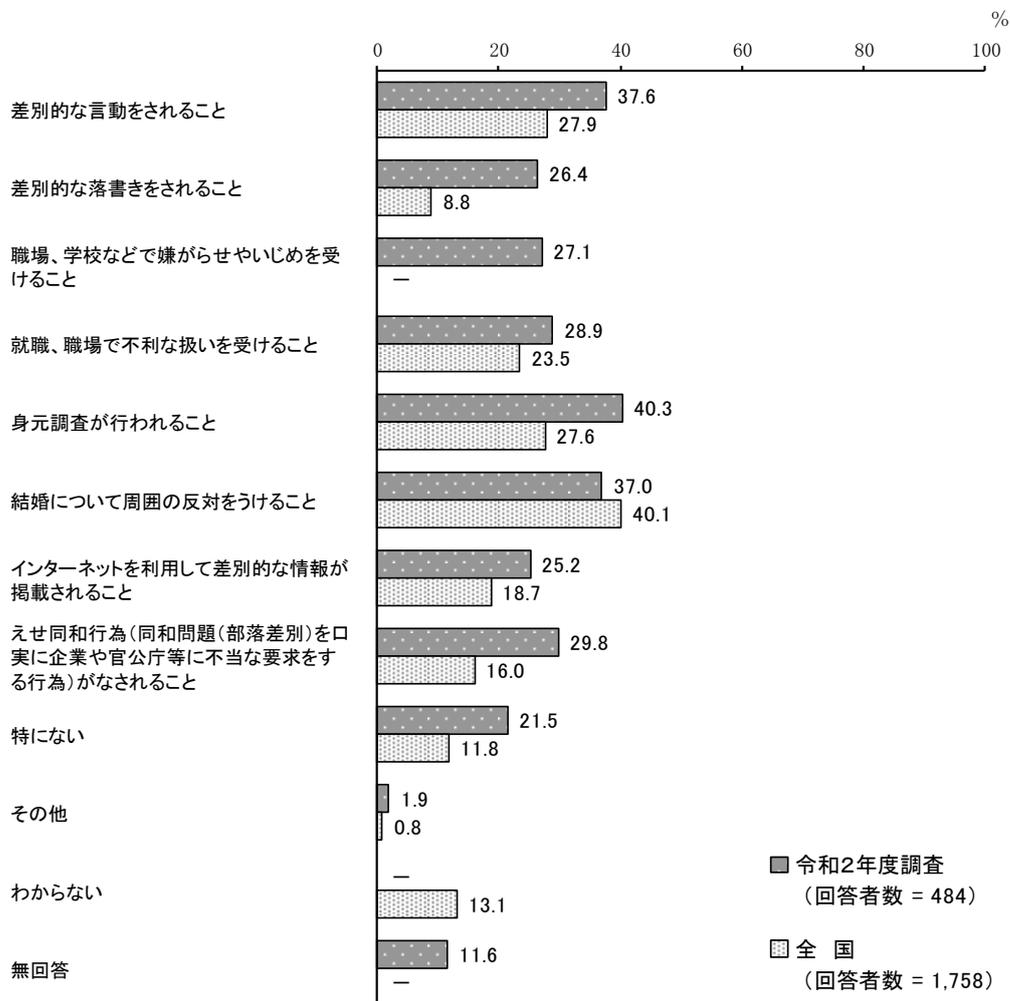
人権問題に関する市民意識調査結果をみると、部落差別について、どのような人権課題があるかについて、「身元調査が行われること」の割合が40.3%と最も高く、次いで「差別的な言動をされること」の割合が37.6%、「結婚について周囲の反対をうけること」の割合が37.0%となっています。

内閣府の人権擁護に関する世論調査と比較すると、「差別的な言動をされること」「差別的な落書きをされること」「就職、職場で不利な扱いを受けること」「身元調査が行われること」「インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること」「えせ同和行為（同和問題（部落差別）を口実に企業や官公庁等に不当な要求をする行為）がなされること」「特になし」の割合が高くなっています。

部落差別（同和問題）に対しては、誤った認識や偏見をなくし、現実を見つめ問題への正しい理解と解決への意識を広めていくことが必要です。

(5) 部落差別（同和問題）と人権

部落差別についてどのような人権問題があると思うか



※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

※令和2年度調査では、「わからない」の選択肢はありません。

※全国調査では、「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」の選択肢はありません。

また、「わからない」の選択肢の中に「無回答」を含んでいます。

(5) 部落差別（同和問題）と人権

② 部落差別（同和問題）における人権課題

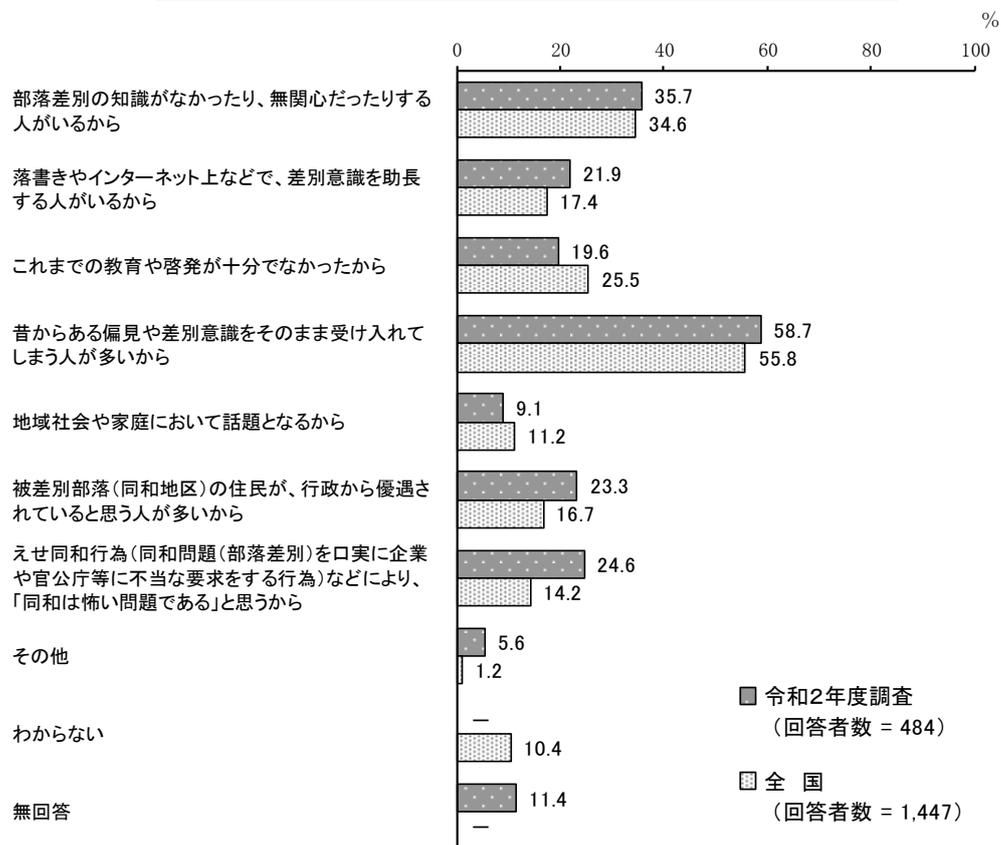
現在もなお部落差別が存在するのはなぜかについては、「昔からある偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人が多いから」の割合が58.7%と最も高く、次いで「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」の割合が35.7%、「えせ同和行為（同和問題（部落差別）を口実に企業や官公庁等に不当な要求をする行為）などにより、「同和は怖い問題である」と思うから」の割合が24.6%となっています。

内閣府の人権擁護に関する世論調査と比較すると、「落書きやインターネット上で、差別意識を助長する人がいるから」「昔からある偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人は多いから」「被差別部落（同和地区）の住民が、行政から優遇されていると思う人が多いから」「えせ同和行為（同和問題（部落差別）を口実に企業や官公庁等に不当な要求をする行為）などにより、「同和は怖い問題である」と思うから」の割合が高くなっています。

部落差別（同和問題）に対する行動に対しては、部落差別（同和問題）の存在を認識し、その社会をつくってきた自らを自覚し、見つめ直し、自らがその社会を変革していくということが重要です。

(5) 部落差別（同和問題）と人権

現在もなお部落差別が存在するのはなぜだと思うか



※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

※令和2年度調査では、「わからない」の選択肢はありません。

※全国調査では、「わからない」の選択肢の中に「無回答」を含んでいます。

(5) 部落差別（同和問題）と人権

③ 施策の方向性と市の取組み

ア 教育の推進

学校教育では、人権感覚を育む学習内容・指導方法の改善・充実に努め、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる差別・偏見をなくすため、小学校・中学校において、発達段階に応じた系統的な人権教育を推進します。

社会教育では、多くの人々に正しく部落差別（同和問題）について理解してもらう機会の充実を図ります。

イ 啓発の推進

部落差別（同和問題）についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消し、部落差別（同和問題）の早期解決をめざして、人権意識の普及高揚を図るための啓発活動を推進します。

ウ 人権侵害事案への対応

同和問題（部落差別）を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上の差別落書きなど、悪質な事案が発生しており、こうした人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう、国や府、関係機関・団体などとの相互の連携・協力を図ります。

(6) インターネットにおける人権

① インターネットにおける人権を取り巻く現状

インターネットの普及に伴い、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、市民生活の利便性が高まりました。一方で、スマートフォンや携帯電話等の電子媒体やインターネットを介して、その匿名性、情報発信の容易さから、他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載、著作物の違法な転載、個人情報流出など、新たに発生しており、深刻な問題となっています。

国においては、平成 14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、ホームページの掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとしています。また、平成 17（2005）年の「個人情報保護法」全面施行時には電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いルールのガイドライン化が行なわれ、平成 26（2014）年にはいわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されるなど、インターネット上の人権侵害への対策が進められています。

本市においては、人権講座や人権週間特集号等で取り上げるなど、啓発を行っています。

② インターネットにおける人権課題

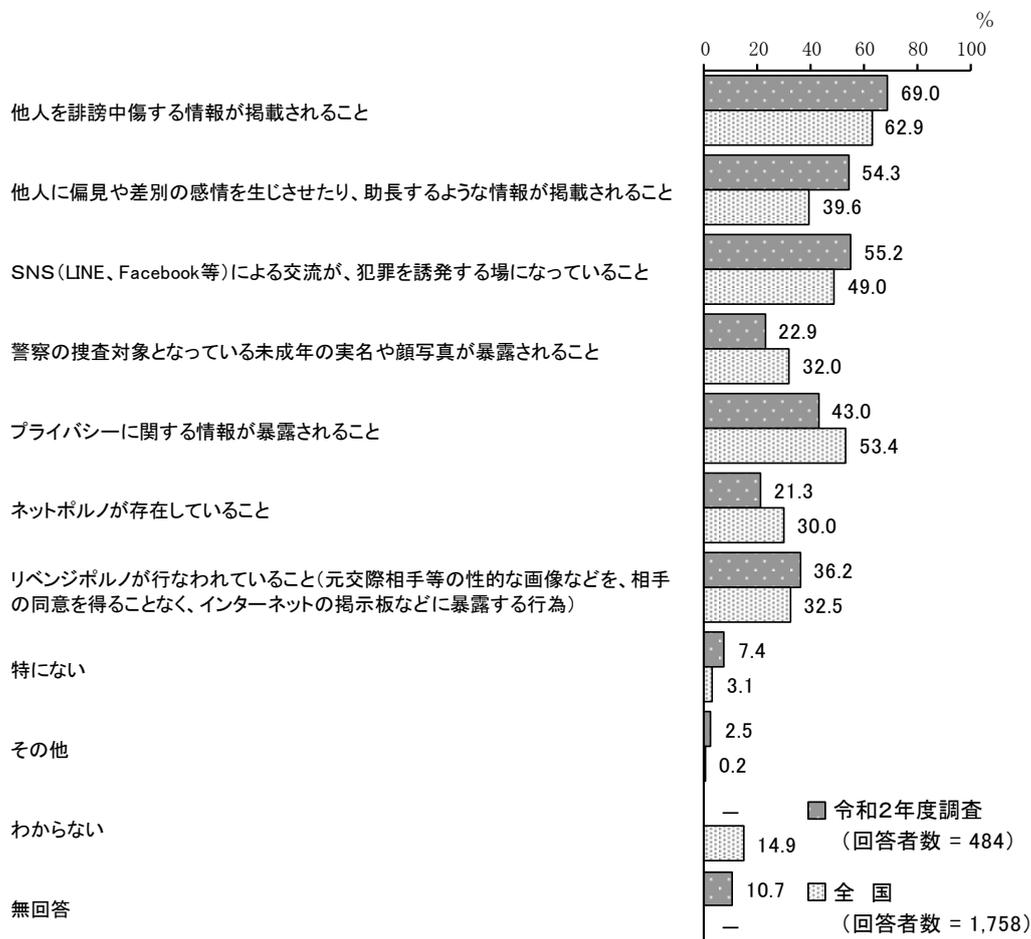
人権問題に関する市民意識調査結果をみると、インターネット上の人権に関して、どのような人権課題があるかについて、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」の割合が 69.0%と最も高く、次いで「SNS（LINE、Facebook 等）による交流が、犯罪を誘発する場になること」の割合が 55.2%、「他人に偏見や差別の感情を生じさせたり、助長するような情報が掲載されること」の割合が 54.3%となっています。

内閣府の人権擁護に関する世論調査と比較すると、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」「他人に偏見や差別の感情を生じさせたり、助長するような情報が掲載されること」「SNS（LINE、Facebook 等）による交流が、犯罪を誘発する場になっていること」の割合が高くなっています。一方、「警察の捜査対象となっている未成年の実名や顔写真が暴露されること」「プライバシーに関する情報が暴露されること」「ネットポルノが存在していること」の割合が低くなっています。

そのため、市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高めるための啓発や学習機会を提供するとともに、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための啓発や学習機会が必要です。

(6) インターネットにおける人権

インターネット上にどのような人権課題があると思うか



※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

※令和2年度調査では、「わからない」の選択肢はありません。

※全国調査では、「わからない」の選択肢の中に「無回答」を含んでいます。

(6) インターネットにおける人権

③ 施策の方向性と市の取組み

ア 教育の推進

学校においては、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐり、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための教育を推進します。

イ 啓発の推進

インターネットを悪用した差別やいじめ、脅迫、無断転載といった人を傷つける行為等の人権侵害を「しない、させない」ための啓発活動を推進します。

ウ 関係機関との連携による対応

インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。

(7) 外国人の人権

① 外国人を取り巻く現状

日本国内で生活する外国人や訪日外国人は年々増加しており、本市においても、令和3（2021）年4月1日時点で3,414人が生活し、学校や職場だけではなく、地域社会における日常生活の様々な場面で、外国人と接する機会が増え、文化、習慣、価値観の違いなどから、日常生活における様々な衝突が生じる状況があります。

国においては、平成18（2006）年に、「地域における多文化共生推進プラン」を策定（令和2（2020）年改訂）し、外国人市民に対して行うべきコミュニケーション支援、生活支援、意識啓発と社会参画支援、地域活性化の推進やグローバル化への対応などの取組みが進められています。さらに、平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチをなくし、人種や民族等の違いを超え、互いに人権を尊重しあう社会の実現をめざしています。また、平成30（2018）年には「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国人人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組みとともに、外国人との共生社会実現に向けた環境整備が進められています。

本市においては、人権講座や人権週間特集号等で取り上げるなど、啓発を行っています。

② 外国人の人権課題

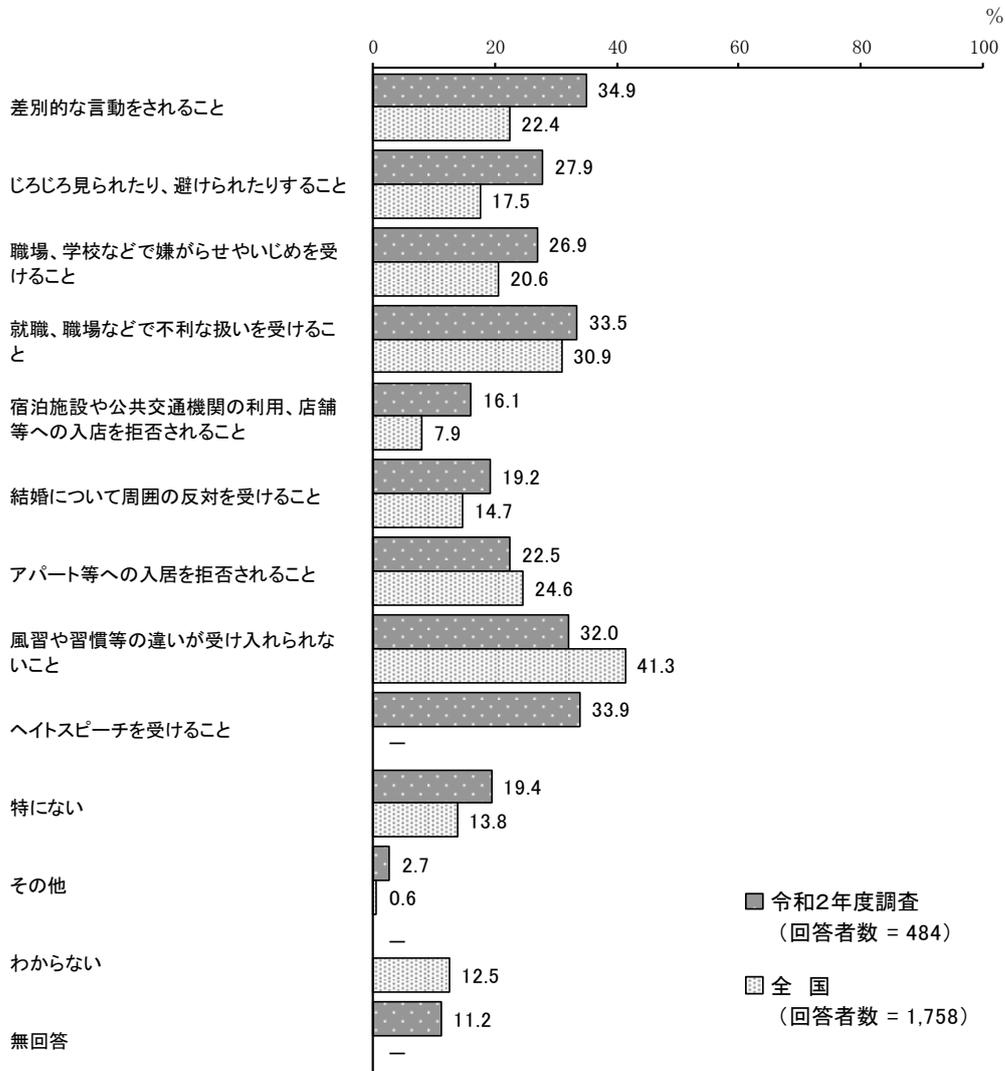
人権問題に関する市民意識調査結果をみると、外国人の人権に関して、どのような人権課題があるかについて、「差別的な言動をされること」の割合が34.9%と最も高く、次いで「ヘイトスピーチを受けること」の割合が33.9%、「就職、職場などで不利な扱いを受けること」の割合が33.5%、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」が32.0%となっています。

内閣府の人権擁護に関する世論調査と比較すると、「差別的な言動をされること」「じろじろ見られたり、避けられたりする事」「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」「宿泊施設や公共交通機関の利用、店舗等への入店を拒否されること」「特になし」の割合が高くなっています。一方、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」の割合が低くなっています。

多文化共生の取組みを一層推進し、日本語学習の機会の充実と、異なる文化・習慣及び価値観を互いに認識し、尊重しあえる意識を育てていくことができる環境をつくっていく必要があります。

(7) 外国人の人権

外国人にどのような人権課題があると思うか



※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

※令和2年度調査では、「わからない」の選択肢はありません。

※全国調査では、「ヘイトスピーチを受けること」の選択肢はありません。

また、「わからない」の選択肢の中に「無回答」を含んでいます。

(7) 外国人の人権

③ 施策の方向性と市の取組み

ア 教育の推進

学校において、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、特別の教育課程を編成して個々の日本語能力に合わせた指導を行うことで、学校生活への適応や学力の向上を支援します。

イ 啓発と交流機会の充実

文化、習慣、価値観の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすため、市民や企業・事業所、団体などを対象に啓発を実施し、外国人との共生に向けた多様性を認め合える地域づくりを進めます。

ウ 外国人住民への生活支援の充実

多様な言語による住宅や就労、医療、保健、福祉、防災などの生活・行政に関する情報提供及び相談機能の充実など、外国人住民が安心して快適な生活が送れるよう生活支援の充実に努めます。

(8) 犯罪被害者とその家族の人権

① 犯罪被害者とその家族を取り巻く現状

犯罪被害者やその家族をめぐる問題として、命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディア等による行き過ぎた取材や報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられることが多くあります。

国においては、平成 17（2005）年に犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する「犯罪被害者等基本法」が施行され、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。また、平成 28（2016）年に「第3次犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等の権利や利益の保護が一層図られる社会をめざしています。

府においては、平成 18（2006）年に「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」を策定し、また、平成 31（2018）年には「大阪府犯罪被害者等支援条例」を制定し、さらなる犯罪被害者支援の充実を図るため、被害者支援の基本理念や方向性、各主体の責務をより明確にし、理解の増進や関係機関と一体となった総合的な支援を実施する体制の構築をめざしています。

本市においても、門真警察署が実施する犯罪被害者支援協議会に参加し、情報交換、連携協力に努めるほか、広報等において犯罪被害者の人権について啓発しています。

② 犯罪被害者とその家族の人権課題

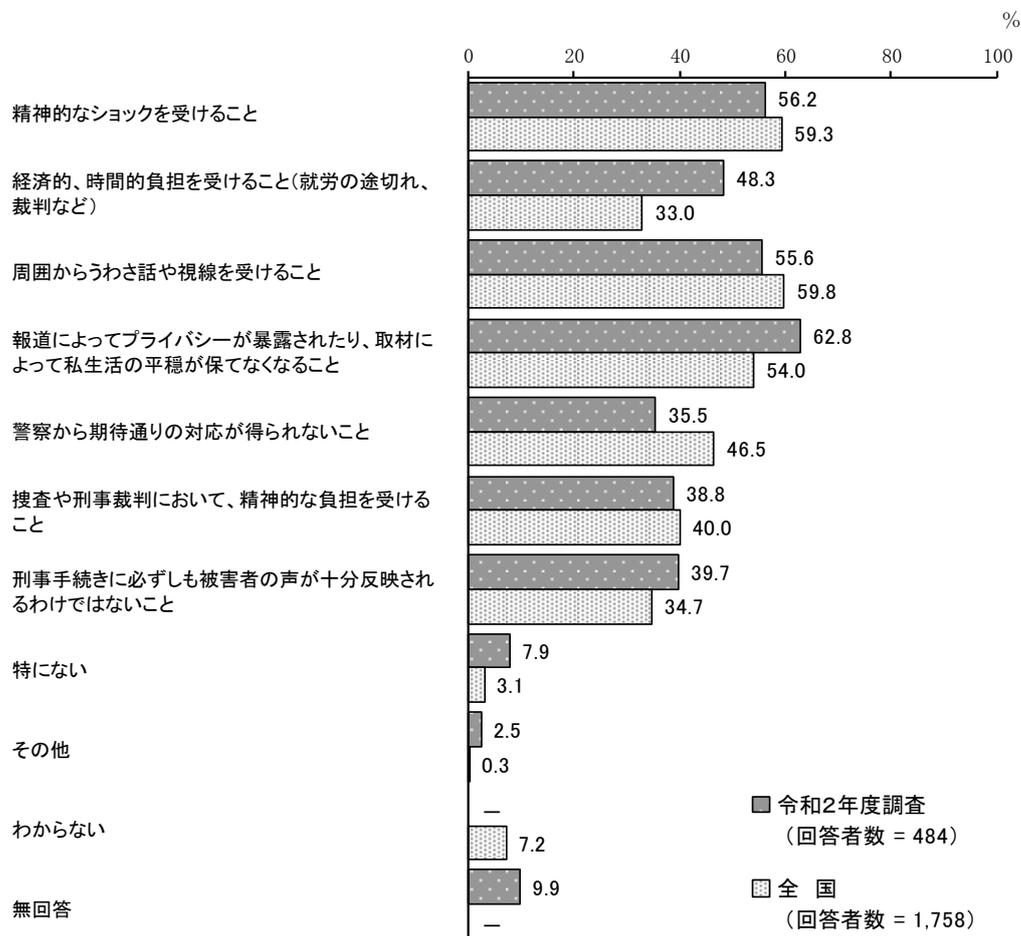
人権問題に関する市民意識調査結果をみると、犯罪被害者の人権に関して、どのような人権課題があるかについて、「報道によってプライバシーが暴露されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」の割合が62.8%と最も高く、次いで「精神的なショックを受けること」の割合が56.2%、「周囲からうわさ話や視線を受けること」の割合が55.6%となっています。

内閣府の人権擁護に関する世論調査と比較すると、「経済的、時間的負担を受けること（就労の途切れ、裁判など）」「報道によってプライバシーが暴露されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」の割合が高くなっています。一方、「警察から期待通りの対応が得られないこと」の割合が低くなっています。

犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、被害者の人権を尊重し、被害者のプライバシーの保護を基本とした犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動が重要です。また、犯罪被害者やその家族の人権問題に応じる相談体制を充実していく必要があります。

(8) 犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者にどのような人権課題があると思うか



※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

※令和2年度調査では、「わからない」の選択肢はありません。

※全国調査では、「わからない」の選択肢の中に「無回答」を含んでいます。

(8) 犯罪被害者とその家族の人権

③ 施策の方向性と市の取組み

ア 教育・啓発の推進

犯罪被害者やその家族等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や援助の必要性について、市民の認識を深めるための啓発活動を推進します。

また、周囲の無責任な言動等による犯罪の二次的被害に繋がらないよう、教育と啓発を推進します。

イ 相談・支援体制の充実

府や警察、その他関係機関と連携を行い、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実に努めます。

(9) 刑を終えて出所した人の人権

① 刑を終えて出所した人を取り巻く現状

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保が難しいなど、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には厳しい状況にあります。また、出所しても社会的に排除され、就労の場を得られなかった結果、生活の基盤が保障されず、再び罪を繰り返すという問題もあります。さらには、その家族に対する差別的な言動等の課題も生じています。

国においては、平成 28（2016）年に、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、平成 29 に、「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

府においては、平成 22（2010）年に「大阪府地域生活定着支援センター」を開設し、刑を終えて出所した人のうち、高齢者や障がい者など福祉的な支援が必要な方の社会復帰及び地域生活を支援しています。また、令和 2（2020）年には「大阪府再犯防止推進計画」が策定されました。

本市においても、令和 3（2021）年に「門真市再犯防止推進計画」を策定したほか、社会を明るくする運動門真市実施委員会が行う啓発事業や門真地区保護司会が行う更生保護活動等に対して、財政的支援を行うほか、再犯防止施策の重要性について啓発を行っています。

② 刑を終えて出所した人の人権課題

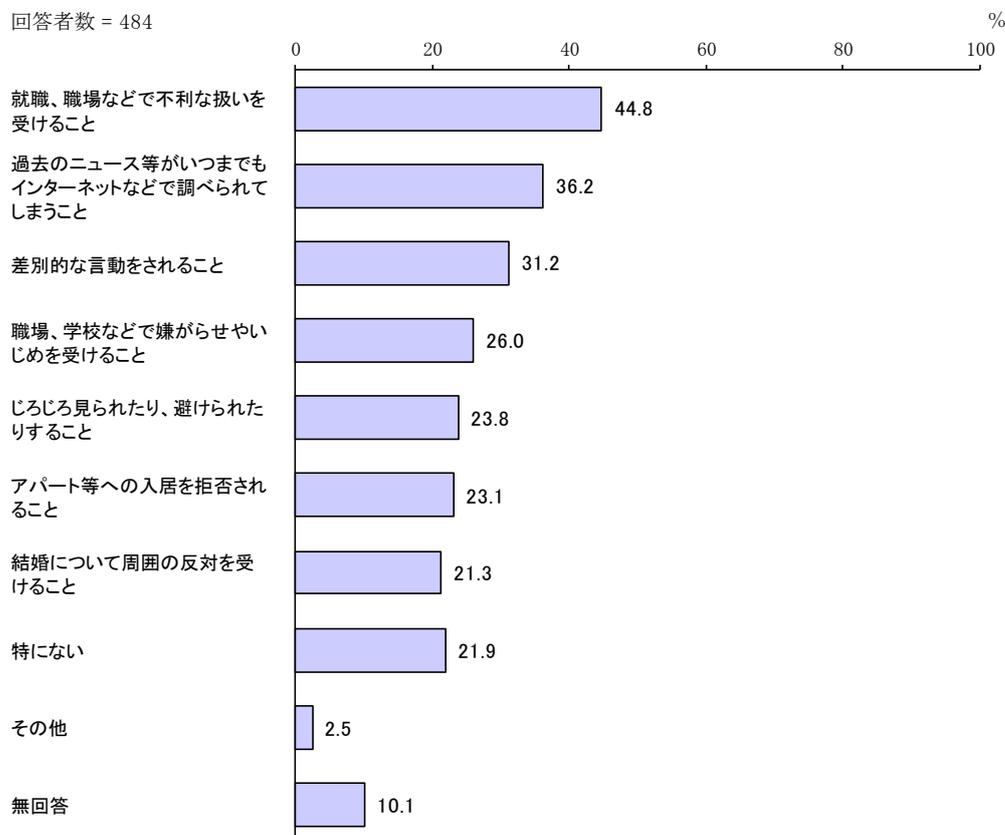
人権問題に関する市民意識調査結果をみると、刑を終えた人の人権に関して、どのような人権課題があるかについて、「就職、職場などで不利な扱いを受けること」の割合が 44.8%と最も高く、次いで「過去のニュース等がいつまでもインターネットなどで調べられてしまうこと」の割合が 36.2%、「差別的な言動をされること」の割合が 31.2%となっています。

このようなことから、刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むため、家族、職場、地域社会など周囲の人びとの理解と協力や、出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動、社会復帰しやすい環境づくりが必要です。

(9) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えた人にどのような人権課題があると思うか

回答者数 = 484



※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

③ 施策の方向性と市の取組み

ア 環境づくりの推進

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むためには、家族、職場、地域社会など周囲の人びとの理解と協力が必要です。また、国、府、社会復帰を支援する組織等と連携を図りながら、社会復帰しやすい環境づくりを推進します。

イ 啓発の推進

刑を終えて出所した人への偏見や差別意識をなくすために、プライバシーの保護に配慮した視点に立ち、関係機関等と連携・協力しながら啓発活動を推進します。

(10) 感染症患者等の人権

① 感染症患者等を取り巻く現状

これまで、HIV 感染症やハンセン病などにおいて、誤った情報や認識、不安感、偏見などによって、感染症患者やその家族に対して、様々な差別が行なわれてきました。また、令和元（2019）年より世界的に流行した新型コロナウイルス感染症によって、感染者やその家族等が不当な差別、誹謗中傷を受けるなど、新たな人権問題も発生しています。

国においては、令和3（2021）年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられ、国や地方公共団体は、新型コロナに関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行うよう定められ、本市においても市ホームページ等を通じ、積極的な啓発に取り組んでいます。

② 感染症患者等の人権課題

人権問題に関する市民意識調査結果をみると、HIV 感染症やハンセン病等の患者の人権に関して、どのような人権課題があるかについて、「差別的な言動をされること」の割合が 48.1%と最も高く、次いで「就職、職場などで不利な扱いを受けること」の割合が 40.9%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」の割合が 39.3%となっています。

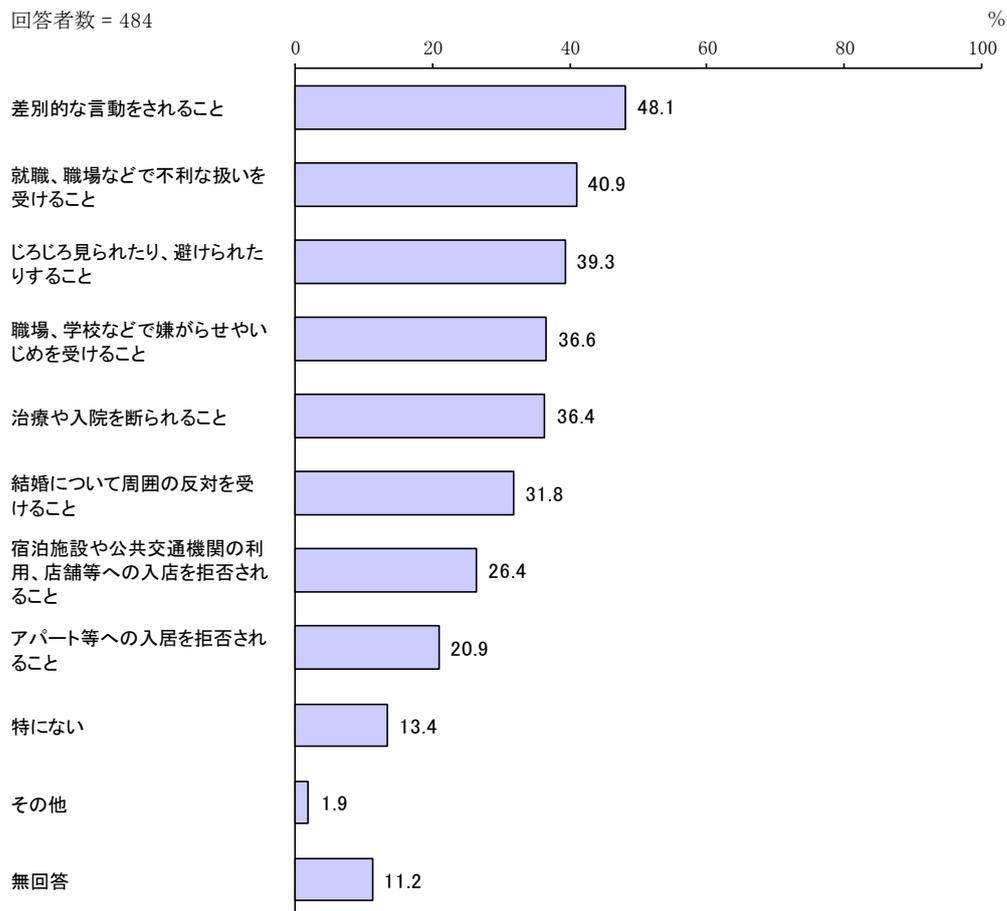
新型コロナウイルス感染症の患者や回復者の人権に関してでは「差別的な言動をされること」の割合が 48.8%と最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が暴露されること」の割合が 45.0%、「インターネット上で、差別的な書き込みや誹謗中傷されること」の割合が 43.6%となっています。

各種感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、未だ残っている差別意識や偏見を解消するとともに、長期間にわたり人権を侵害されてきた回復者の名誉の回復を図る必要があります。

(10) 感染症患者等の人権

HIV 感染症やハンセン病等の患者にどのような人権課題があると思うか
【門真市】

回答者数 = 484



※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

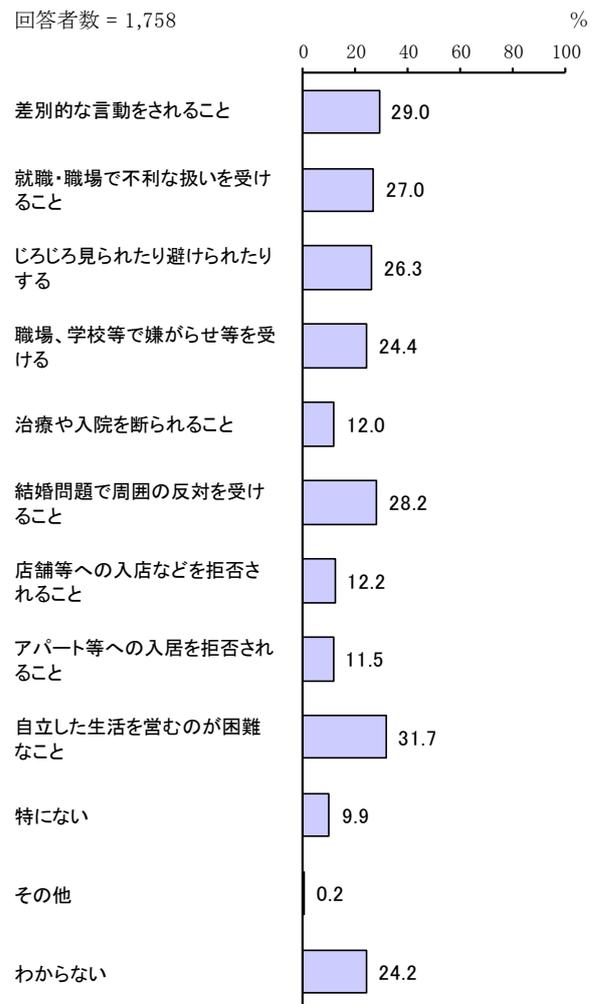
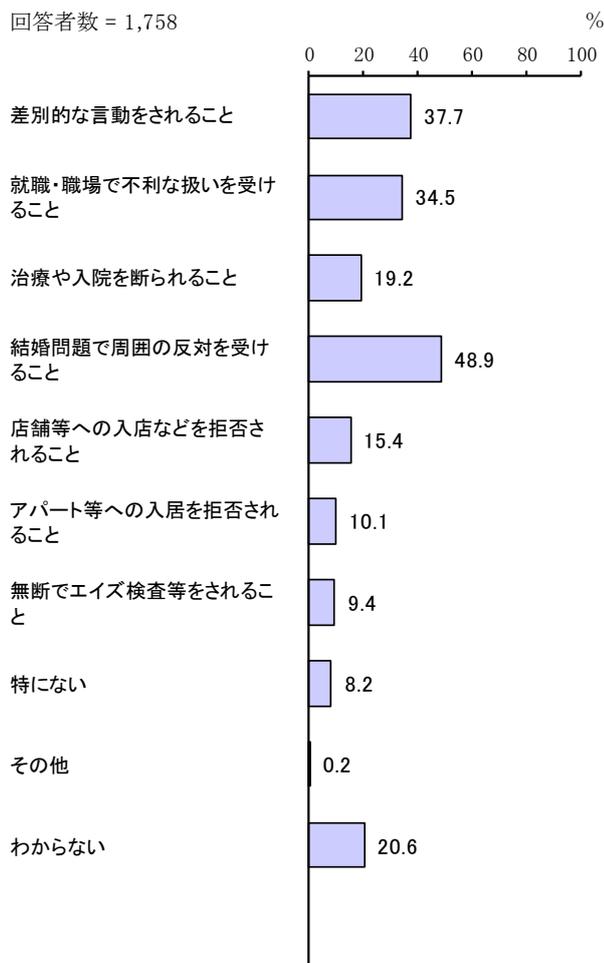
(10) 感染症患者等の人権

HIV やハンセン病等の患者にどのような人権課題があると思うか

【参考 全国】

【エイズ患者・HIV感染者等】

【ハンセン病患者・回復者等】



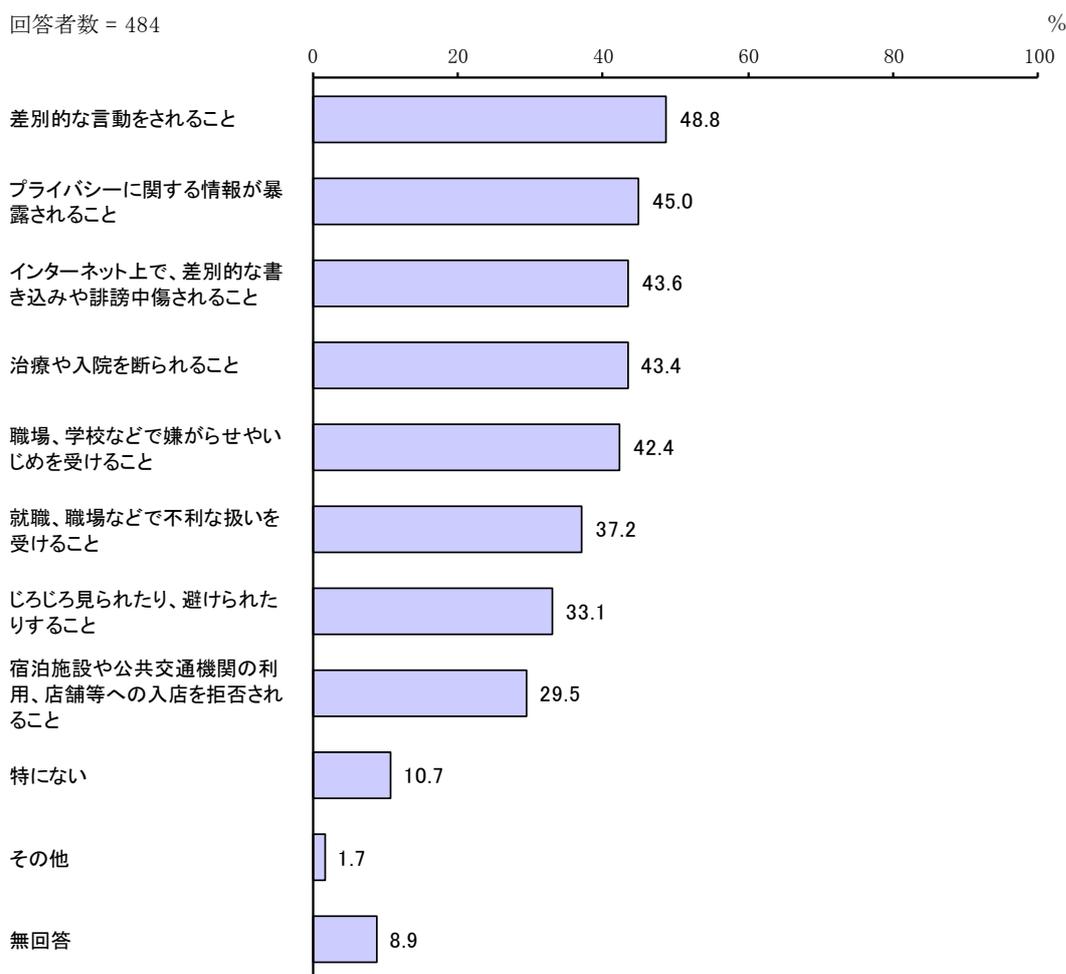
※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋
 ※全国調査では、「わからない」の選択肢の中に「無回答」を含んでいます。

(10) 感染症患者等の人権

「差別的な言動をされること」の割合が48.8%と最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が暴露されること」の割合が45.0%、「インターネット上で、差別的な書き込みや誹謗中傷されること」の割合が43.6%となっています。

新型コロナウイルス感染症の患者や回復者にどのような人権課題があると思うか 【門真市】

回答者数 = 484



※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

(10) 感染症患者等の人権

③ 施策の方向性と市の取組み

ア 啓発の推進

各種感染症についての偏見や差別をなくす正しい知識や理解の普及啓発を図るため、正しい情報の提供や正しい理解と認識を深める教育・啓発を推進します。

イ 相談体制の充実

感染症患者やその家族等が安心して地域で暮らし続けられるよう、関係機関との連携を行い、相談体制の充実を図ります。

(11) 性的マイノリティの人権

① 性的マイノリティを取り巻く現状

近年、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない人や同性愛等の性的指向をもつ人など、性の多様なあり方が認識され始めましたが、少数者（マイノリティ）であるがために理解を得ることができず、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

国においては、性的な違和を感じている人への取組みとして、平成 15（2003）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められることとなりました。また、戸籍法施行規則の一部を改正する省令が平成 16（2004）年に公布され、性別の取扱いの変更について家庭裁判所の審判があった場合には、同裁判所からの嘱託により父母との続柄欄を更正することができるようになりました。

府においては、令和元（2019）年に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されました。その施策の一環として令和 2（2020）年に「パートナーシップ宣誓証明制度」が創設され、門真市を含む大阪府内在住者（独自の制度を持つ市町村を除く）の性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣言された事実を証明できるようになりました。

本市においては、人権講座や人権週間特集号等で取り上げるなど、啓発を行っています。

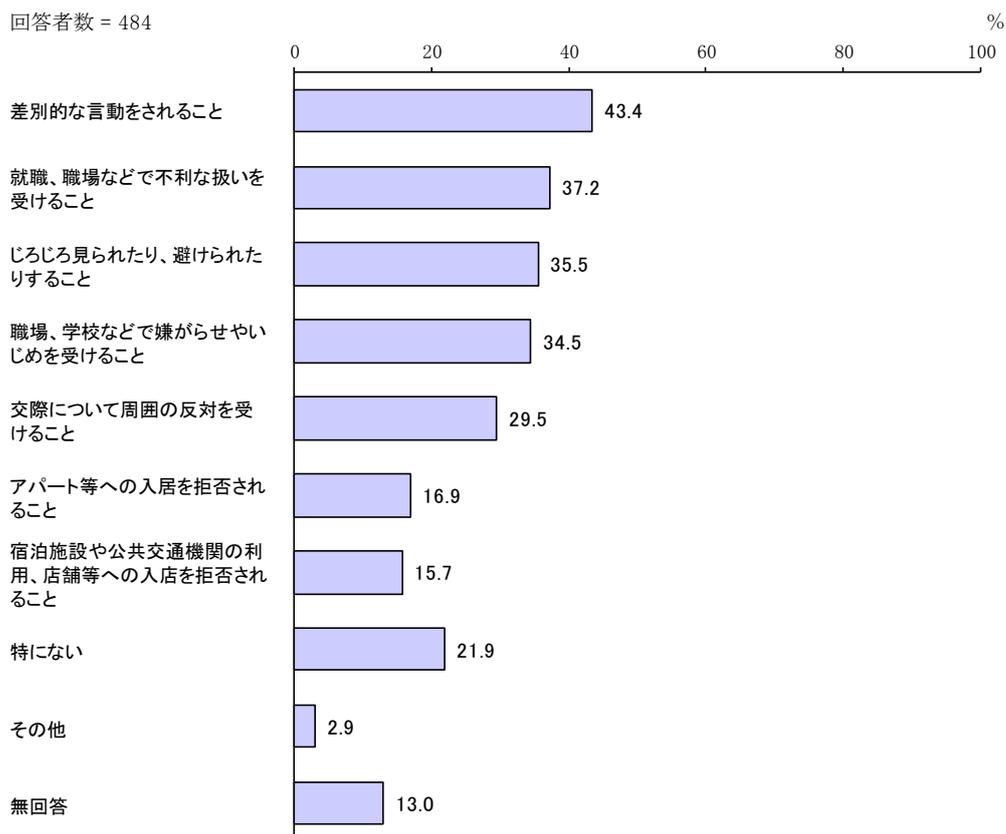
② 性的マイノリティの人権課題

人権問題に関する市民意識調査結果をみると、性的マイノリティの人権に関して、どのような人権課題があるかについて、「差別的な言動をされること」の割合が 43.4%と最も高く、次いで「就職、職場などで不利な扱いを受けること」の割合が 37.2%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」の割合が 35.5%となっています。

このようなことから、性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、依然として、偏見や差別を受けているのが現状であり、更なる啓発活動が求められます。

(11) 性的マイノリティの人権

性的マイノリティにどのような人権課題があると思うか
【門真市】

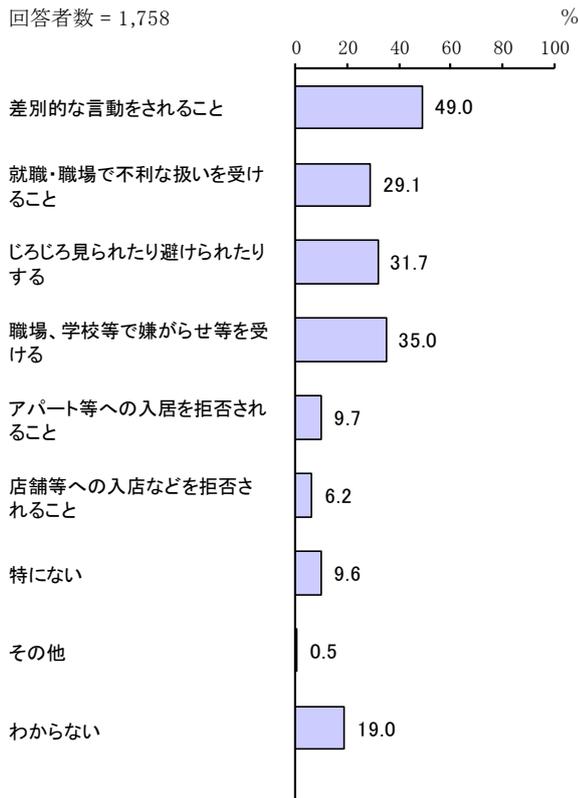


※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

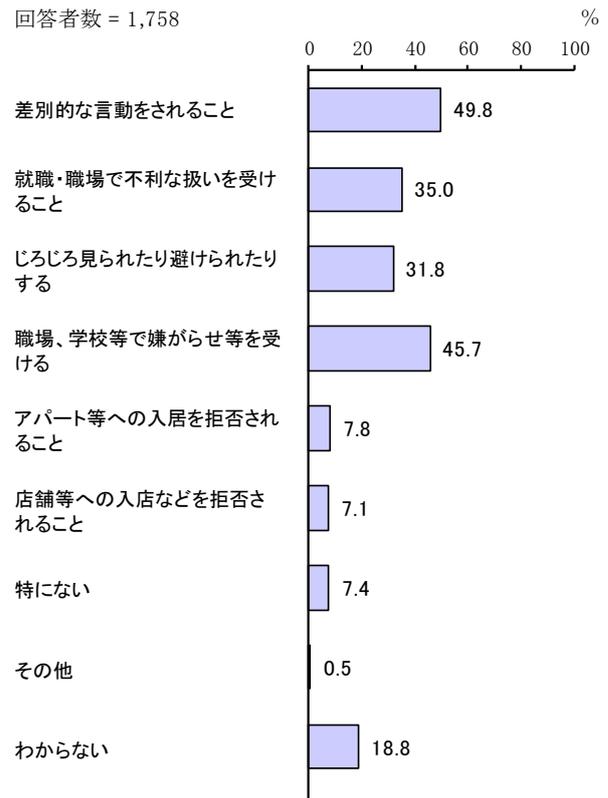
(11) 性的マイノリティの人権

性的マイノリティにどのような人権課題があると思うか
【参考 全国】

【性的指向】



【性自認】



※令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋
※全国調査では、「わからない」の選択肢の中に「無回答」を含んでいます。

(11) 性的マイノリティの人権

③ 施策の方向性と市の取組み

ア 教育の推進

すべての児童生徒へ性的マイノリティについての正しい知識や配慮についての理解を深めます。また、性的な違和を感じている児童生徒に対しては、一人ひとりに配慮した対応を行います。

イ 理解・啓発の推進

性的マイノリティが直面している問題を正しく理解し、多様性を認め、偏見や差別意識を解消していくための啓発活動を推進します。

(12) その他の人権問題

① その他の人権問題を取り巻く現状

【ホームレスの人権】

失業や家庭問題など様々な要因により、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくさせられているホームレスの人たちが存在します。ホームレスの中には衛生状況が悪く、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人も存在し、嫌がらせや暴行事件などの人権問題が発生することがあります。

国においては、平成 14（2002）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が施行され、公園などでやむなく野宿生活をしている人びとに対して、雇用・生活・医療等の総合的支援を行い、平成 27（2015）年には、「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る制度が開始しました。また、平成 30（2018）年にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組みにより、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれています。

【災害に伴う人権】

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされました。福島第一原子力発電所事故による放射性物質の外部放出に伴い、周辺住民が避難先において嫌がらせや風評に基づく差別的取扱いを受けるなど、看過できない事態が発生しています。平成 28（2016）年 4 月 14 日に発生した熊本地震では、避難所におけるプライバシー確保のほか、障がい者、女性、高齢者、外国人等の要支援者への配慮が必要なことが改めて認識されました。

【アイヌの人々の人権】

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文芸など、独自の文化を持っていますが、近世以降の同化政策等により文化の保存や伝承は不十分なものでした。

国においては、平成 9（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ新法）」が制定されました。また、平成 19（2007）年に国連総会で採択され「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告を踏まえ政策を推進してきました。令和元（2018）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための政策の推進に関する法律」が施行され、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策も推進しています。

(12) その他の人権問題

【北朝鮮による拉致被害者の人権問題】

平成 14（2002）年、平壤で行われた日朝首脳会談において、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、長年否定していた日本人の拉致について初めて認め謝罪し、5 人の拉致被害者の 24 年ぶりの帰国が実現しました（被害者の家族 8 人については、平成 16（2004）年に帰国）。現在、日本政府は拉致被害者として帰国した 5 人を含む 17 人を認定しています。残る被害者 12 人に関する納得のいく情報は、未だ北朝鮮当局から提供されておらず、安否は不明のままとなっています。北朝鮮当局による拉致問題の解決をはじめとする人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。平成 18（2006）年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、国・地方公共団体の責務として、拉致問題の啓発を図るよう努めることが明記されました。

【人身取引にかかる人権問題】

人身取引は重大な犯罪、人権侵害であり、人道的観点から迅速・的確な対応が求められます。

国においては、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、平成 26（2014）年に犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画 2014」を策定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催しています。

② その他の人権問題における人権課題

これらの人権問題には、それぞれ背景や個別の課題はあるものの、共通する課題として、人権問題に関する市民意識調査において重要と考えている人の割合が比較的低くなっており、人々の関心が低く、理解が不十分なものとなっています。

③ 施策の方向性と市の取組み

一人ひとりが様々な人権問題に気づき、関心を向け、正しい理解と思いやりの心を持ち、偏見や差別の解消、または、問題の解決に向けての機運の醸成を図るため、国や府、各種関係機関と連携し、理解の促進やその解消に資する啓発を推進します。

第3章 資料編

第3章

資料編

1 市における相談窓口

※年末年始（12月29日から1月3日）・祝日は除く

人権相談

（面談）【予約優先】

日常で生じる人権問題の相談

相談員：人権擁護委員

相談日：毎月第2・4水曜日

相談時間：13:30～15:30の間、随時

相談場所：別館3階 相談室2

（電話・面談）【予約優先】

日常で生じる人権問題の人権相談

相談員：門真市人権協会相談員

相談日：毎週月曜日～金曜日

相談時間：9:30～17:30

相談場所：別館3階 相談室3

TEL：06-6902-6079（人権市民相談課）



女性の就労相談

（キャリアカウンセリング）

（電話・面談）【予約優先】

求職中やキャリアアップを目指す女性に対して、就労に関する相談・助言を行うキャリアカウンセリング

相談員：就労相談員（キャリアカウンセラー）

相談日：毎週火・金・土曜日

相談時間：10:00～18:30

女性のための相談

（電話・面談）【予約優先】

女性が抱える様々な悩みや相談

相談員：女性相談員

相談日：毎週月・火・水・金曜日

相談時間：10:00～18:30



女性の就労相談、女性のための相談ともに、
相談場所：門真市女性サポートステーション WESS
（京阪古川橋駅 コア古川橋内）

TEL：06-6900-8550 Fax：06-6900-8551
（門真市女性サポートステーション WESS）

こころの相談

（面談）【予約制】

家庭や人間関係など、いろいろな悩みを心に抱えている人の相談

相談員：臨床心理士

対象者：門真市在住者のみ

相談日：毎月第2木曜日

相談時間：1人45分

①13:00～ ②13:45～

③14:30～ ④15:15～

予約方法：開庁日の9:00～17:30の間
電話か窓口で翌月分まで受付

相談場所：別館3階 相談室1

TEL：06-6902-5648（人権市民相談課）

就労支援相談

（電話・面談）【面談は予約制】

就労のための研修や講座の紹介、コーディネーターによる雇用や就労に関する相談

相談員：地域就労支援コーディネーター

相談日：毎週月・水・金曜日

相談時間：9:30～16:30

相談場所：別館3階 相談室3

TEL：06-6902-6079

門真市地域就労支援センター
（人権市民相談課内）

1 市における相談窓口



子育て相談

妊娠・出産・子育てに関する相談

(電話・面談)

相談員：助産師・保健師・栄養士・公認心理師

対象者：門真市在住の子育て世帯

相談日：毎週月曜日～金曜日

相談時間：9:00～17:30

相談場所：門真市保健福祉センター4階
健康増進課内 ひよこテラス

TEL：06-6904-6500（健康増進課）

(電話・面談)【予約制】

相談員：保育士（利用者支援専門員）

対象者：門真市在住の子育て世帯

相談日：毎週月曜日～金曜日

相談時間：10:00～17:30

相談場所：門真市保健福祉センター3階
地域子育て支援センター
『ひよこる～む』内ひよこテラス

TEL：06-6904-8602

(地域子育て支援センター)



家庭児童相談

(電話・面談)【予約不要】

子育てや家族のことなど、子どもを取り巻く
いろいろな問題についての相談（秘密厳守）

相談員：家庭児童相談員

対象者：18歳未満の子どもと保護者

相談日：毎週月曜日～金曜日

相談時間：9:00～17:30の間、随時

相談場所：分館1階

子育て支援課家庭児童相談センター

TEL：06-6902-6148（子育て支援課）

ひとり親家庭等相談

(電話・面談)【予約制】

母子父子寡婦家庭の生活全般にわたる相談や
自立のための無料相談（秘密厳守）

相談員：母子・父子自立支援員

相談日：毎週月・火・木・金曜日

相談時間：9:00～17:30

相談場所：分館1階

子育て支援課家庭児童相談センター

TEL：06-6902-6148（子育て支援課）



子ども LOBBY 保護者相談

(電話・面談)【予約制（市ホームページより申込）】
保護者の皆さんの子育てに関する悩み相談

相談日：毎週月・火・木・金・土曜日

相談時間：10:00～17:00

(土曜日のみ 13:00～17:00)

相談場所：子ども LOBBY

門真市新橋町3-1-101

TEL：06-6902-6905（子ども政策課）



進路選択支援相談

(電話・面談)【予約制】

奨学金制度や進路選択全般に関する相談

相談員：進路選択支援相談員

相談日：原則 毎週月曜日

相談時間：12:50～16:50

相談場所：本館2階 学校教育課

TEL：06-6902-7042（学校教育課）

1 市における相談窓口

福祉の何でも相談

(電話・面談・訪問)【予約不要】
どこへ相談したらいいかわからない相談や
様々な分野にまたがる相談

相談員：門真市社会福祉協議会職員

相談日：毎週月曜日～金曜日

相談時間：9:00～17:30の間、随時

相談場所：門真市社会福祉協議会

門真市御堂町 14-1

保健福祉センター 1階

TEL：06-6902-6453

(門真市社会福祉協議会)

障がい者の相談

(面談)【予約制】
身体、知的、精神に障がいのある人難病患者に
ついての様々な相談

相談員：地区担当ケースワーカー

相談日：毎週月曜日～金曜日

相談時間：9:00～17:30

相談場所：別館 1階 障がい福祉課

TEL：06-6902-6054 (障がい福祉課)

行政相談

(面談)【予約不要】
国、府、公社、公団に対する相談、苦情要望、ご意見など

相談員：行政相談委員

相談日：毎月第1水曜日

相談時間：13:30～15:30の間、随時

相談場所：別館 3階 相談室 2

TEL：06-6902-5648 (人権市民相談課)

認知症相談

(面談)【予約制】
ご自身や、家族、地域の方などの認知症の相談

相談員：認知症地域支援推進員

相談日：毎週月曜日

相談時間：1人1時間

①10:00～ ②11:00～ ③13:00～

④14:00～ ⑤15:00～

相談場所：別館 1階 高齢福祉課

TEL：06-6780-5200

(くすのき広域連合門真支所)

消費生活相談 多重債務相談

(電話・面談)【予約不要】
消費生活やローン返済、債務整理などに関する相談

相談員：消費生活相談員

相談日：毎週月曜日～金曜日と第2、第4土曜日

相談時間：9:30～12:00、12:45～16:30

(受付 16:30 まで)

相談場所：消費生活センター

門真市新橋町 3-3-217

(門真市駅前門真プラザ2階)

TEL：06-6902-7249 (消費生活センター)

2 関係機関における相談窓口

法務省の人権相談窓口

- みんなの人権 110 番



- 子どもの人権 110 番



- 女性の人権ホットライン



上記3回線の受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

- インターネット人権相談受付窓口

<https://www.iinken.go.jp>



2 関係機関における相談窓口

法務省の人権相談窓口

○ 外国人権相談ダイヤル



Foreign-language Human Rights Hotline.

外国語人権相談ダイヤル

<p>English</p> <p>Don't struggle alone. Please call the "Foreign-language Human Rights Hotline."</p>	<p>中文</p> <p>请不要一个人自我烦恼, 可以拨打 "外语人权咨询热线电话。"</p>	
<p>한국어</p> <p>혼자서 고민하지 마시고 "외국어 인권 상담 다이얼" 로 전화해 주세요.</p>	<p>Tiếng Việt</p> <p>Khi gặp rắc rối thì đừng chịu một mình mà hãy liên lạc đến số điện thoại của "trung tâm tư vấn nhân quyền dành cho người nước ngoài!"</p>	
<p>Filipino</p> <p>Mangyaring tumawag sa "Hotline Para sa Karapatang Pantao ng mga Dayuhan" nang hindi mag-isa na nag-aalala.</p>	<p>Português</p> <p>Não guarde suas preocupações. "Ligue para o centro de consulta sobre direitos humanos em idiomas estrangeiros".</p>	<p>नेपाली</p> <p>एकलै चिन्तामा नबसी. "विदेशी भाषा मानव अधिकार परामर्श डायल" मा कल गर्नुहोस्।</p>
<p>Español</p> <p>No sufra en soledad, llame al "Centro de contacto para consultas sobre derechos humanos en idiomas extranjeros".</p>	<p>Bahasa Indonesia</p> <p>Jangan khawatir sendirian, silahkan hubungi "Nomor Panggilan Konsultasi Hak Asasi Manusia dalam Bahasa Asing".</p>	<p>ภาษาไทย</p> <p>ท่านไม่ต้องเก็บความทุกข์ใจเอาไว้คนเดียว กรุณาโทรเข้ามาที่ "สายด่วนให้คำปรึกษาด้านสิทธิมนุษยชนภาษาต่างประเทศ"</p>



0570-090911

ナビダイヤル®

うけつけじかん 受付時間 (Service Hours) へいじつ 平日 (Weekdays) 9:00~17:00

Call rates will be charged when contacting the call center.
※コールセンターまでの電話料金がかかります。



 法務省人権擁護局 ● Human Rights Bureau, Ministry of Justice

2 関係機関における相談窓口

大阪府の人権相談窓口

- 大阪府人権相談窓口（大阪府人権協会へ委託）

☎ 06-6581-8634 （FAX 06-6581-8614）

✉ so-dan@jinken-osaka.jp

<http://www.jinken-osaka.jp/consult/window.html>

その他の相談窓口

- 違法・有害情報相談センター（総務省）

<https://www.ihaho.jp>



- 誹謗中傷ホットライン（セーファーインターネット協会）

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>



3 その他関係法令等

人権擁護都市宣言

平成5年12月21日議決

すべて国民は、個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有する。

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であり、その享有は何人にも妨げられず、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならないと日本国憲法は定めている。

しかし、現実の社会においては、今なお法の下での平等の原則がそこなわれ、さまざまな人権侵害の事実が存在することを思うとき、今こそ市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、全ての人々の人権が擁護される社会を築かねばならない。

よって門真市は、真に差別のない明るい社会の実現をめざして、ここに「人権擁護都市」を宣言する。

門真市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 3 月 25 日門真市条例第 4 号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念とするところであり、かつ、私たちがともに守り、伸張させていかなければならないものである。

門真市は、一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が擁護される社会を築き、真に差別のない明るい社会の実現をめざすため、「人権擁護都市」を宣言した。

一方、今日でもなお、人種、民族、信条、性別、社会的身分又は障害があることなどにより人権が侵害されている現実があり、また社会情勢の変化等により、人権に関する新たな課題も生じてきている。

21世紀を真に平和で豊かな「人権の世紀」とするためにも、私たち一人ひとりが人間の尊厳を尊重し、すべての人の人権が保障されるまちづくりを実現することが、今まさに求められている。

私たちは、「わが市（まち）門真」をこうした人権が尊重されるまちとするため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関する市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策を推進し、もって一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの実現を図ることを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市民の自主性を尊重し、人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策を積極的に推進するものとする。

（市民の役割）

第3条 市民は、互いに人権を尊重し、自ら人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（人権に関する施策の推進体制）

第4条 市は、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国、大阪府、関係機関等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

（門真市人権尊重のまちづくり審議会）

第5条 市長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する事項について審議するため、門真市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 人権に関して識見を有する者
- (3) 市民
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

門真市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 3 月 25 日門真市条例第 4 号

- 4 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第5条及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。(平成16年7月門真市規則第24号で、同16年8月1日から施行)
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

人権尊重のまちづくり審議会委員	日	8,400円
-----------------	---	--------

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成十二年十二月六日号外法律第四百七十七号

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成十二年十二月六日号外法律第四百四十七号

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。